イーサネットＶＰＮワイド アドバンス契約約款

2025年７月１日

株式会社オプテージ

目　次

約款

第１章　総則　・・・

第37条　接続休止　・・・

第15章　附帯サービス・・・

第１章　総則

（約款の適用）

第１条　当社は、イーサネットＶＰＮワイド アドバンス契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これによりイーサネットＶＰＮワイド アドバンスを提供します。

（注）本条のほか、当社は、イーサネットＶＰＮワイド アドバンスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

（約款の変更）

第２条　当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

２　当社は前項の変更を行う場合は、この約款を変更する旨および変更後の約款の内容並びに効力発生時期を契約者に対し、当社ホームページにおける掲載その他の適切な方法で周知します。

３　契約者は、当社が行う前項の周知をもって、電気通信事業法に基づく契約者への説明とすることについて合意します。

（用語の定義）

第３条　この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用　語	用語の意味
１　電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
２　電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
３　ワイドエリアバーチャルスイッチ網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてイーサネットフレームまたはインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
４　イーサネットＶＰＮワイド　アドバンス	ＫＤＤＩ株式会社のワイドエリアバーチャルスイッチサービス契約約款に基づき提供される電気通信回線設備を使用して行う電気通信サービス
５　イーサネットＶＰＮワイド アドバンスＬ２	イーサネットＶＰＮワイド　アドバンスでＬ２のもの
６　イーサネットＶＰＮワイド アドバンスＬ３	イーサネットＶＰＮワイド　アドバンスでＬ３のもの
７　イーサネットＶＰＮワイド アドバンス取扱局	電気通信設備を設置し、それによりイーサネットＶＰＮワイド アドバンスを提供する事業所
８　イーサネットＶＰＮワイド アドバンス取扱所	イーサネットＶＰＮワイド アドバンスに関する業務を行う事業所
９　収容局設備	電気通信回線を収容するためにイーサネットＶＰＮワイド アドバンス取扱局に設置される電気通信設備
10　イーサネットＶＰＮワイド アドバンス契約	当社からイーサネットＶＰＮワイド アドバンスの提供を受けるための契約
11　契約者	当社とイーサネットＶＰＮワイド アドバンス契約を締結している者

12　相互接続点	ＫＤＤＩ株式会社とＫＤＤＩ株式会社が別に定める電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第９条の規定により登録を受けた者または事業法第16条の規定により届け出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（ＫＤＤＩ株式会社が別に定める電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
13　協定事業者	ＫＤＤＩ株式会社のワイドエリアバーチャルスイッチサービスに係る相互接続協定を締結している当社が別に定める電気通信事業者
14　加入契約回線	相互接続点を介して他社接続回線と収容局設備とを相互に接続するための電気通信設備
15　当社契約者回線	イーサネットＶＰＮワイド アドバンス契約に基づいて収容局設備と契約者の申込者が指定する場所との間に設置する電気通信設備
16　無線基地局設備	無線機器（アンテナ設備及び無線送受信装置を有する23に定める端末設備又は25に定める自営電気通信設備をいいます。以下同じとします。）との間で電波を送り、又は受けるための電気通信設備
16の２　回線終端装置	当社契約者回線又は19の４に定めるモバイル回線の終端の場所に当社が設置する装置（端末設備を除きます。）
17　ＬＴＥ基地局設備	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号。以下同じとします。）第49条の６の９に定める条件に適合する無線基地局設備
17の２　ＷｉＭＡＸ２＋基地局設備	無線設備規則第49条の29に定める条件に適合する無線基地局設備
18　ＬＴＥ機器	ＬＴＥ基地局設備と通信する機能を有する無線機器
18の２　ハイブリッド機器	ＬＴＥ基地局設備及びＷｉＭＡＸ２＋基地局設備と通信する機能を有する無線機器
19 インターネット接続回線	相互接続点を介してインターネットと収容局設備とを相互に接続するための電気通信回線
19の２　ＬＴＥ回線	ＬＴＥ基地局設備と契約者が指定するＬＴＥ機器との間に当社又は沖縄セルラー電話株式会社により設定される電気通信回線（当社又は沖縄セルラー電話株式会社のａｕ（ＬＴＥ）通信サービス契約約款に定める契約者回線となるものを除きます。）
19の３　ハイブリッド回線	ＬＴＥ基地局設備及びＷｉＭＡＸ２＋基地局設備と契約者が指定するハイブリッド機器との間に当社、沖縄セルラー電話株式会社又はＵＱコミュニケーションズ株式会社（以下あわせて「当社等」といいます。）により設定される電気通信回線（当社又は沖縄セルラー電話株式会社のａｕ（ＬＴＥ）通信サービス契約約款に定める契約者回線となるものを除きます。）
19の４　モバイル回線	ＷｉＭＡＸ回線、ＬＴＥ回線又はハイブリッド回線
19の５　その他回線	料金表第１表（イーサネットＶＰＮワイドアドバンス契約等の料金）４（付加機能利用料）４－２（契約者回線群に係るもの）に定める次の付加機能に係る次の電気通信回線 付加機能：プラットフォームゲートウェイ機能Ｉ 電気通信設備：特定設備（ＫＤＤＩ株式会社が別に定める約款又は規約により提供する電気通信設備をいいます。以下同じとします。）とその最寄の収容局設備（最寄以外の収容局設備を用いるときはその最寄以外の収容局設備を含みます。以下同じとします。）との間の電気通信回線

	ＡＷＳ設備接続機能Ｉ （タイプ２のものに限ります。）	ＡＷＳ設備接続装置（ＡＷＳ設備（ＫＤＤＩ株式会社の「AWS with KDDI」利用規約に定めるAWS社の設備をいいます。以下同じとします。）の終端と当社が別に定める電気通信事業者が設置する電気通信回線設備の終端とを接続するため当社が設置する端末設備をいいます。以下同じとします。）とその最寄の収容局設備との間の電気通信回線（ワイドエリアバーチャルスイッチ網を構成するものに限ります。）
	ＡＷＳ設備接続機能Ｉ （タイプ１のものに限ります。）	協定事業者の電気通信回線設備（その終端において、ＡＷＳ設備接続装置を介してＡＷＳ設備の終端と接続するものに限ります。）の一端（ＡＷＳ設備接続装置を介してＡＷＳ設備と接続する終端を除きます。）とワイドエリアバーチャルスイッチ網との相互接続点とその最寄の収容局設備との間の電気通信回線
	ネットワークエクスチェンジ設備接続機能	ＵＣ設備接続装置（当社が定める「クラウドサービス利用規約」に定める当社の設備をいいます。）、ニフクラ設備接続装置またはNeutrix Cloudサービス（当社が定める「Neutrix Cloud契約約款(第1種)」に定める当社の設備をいいます。）との接続のために用いる、ネットワークエクスチェンジ装置（当社が定める「ネットワークエクスチェンジサービス利用規約」に定める当社の設備をいいます。）と、その最寄の収容局設備との間の電気通信回線
20　アクセスポイント	ア　イーサネットＶＰＮワイド アドバンス契約約款に基づいて設置される電気通信回線と、別記３に定めるＫＤＤＩ株式会社の電気通信サービスに係る電気通信回線との接続点 イ　19の３欄の表の右欄に定める電気通信回線の一端（相互接続点となるもの及び収容局設備と接続するものを除きます。）	
21　利用契約回線	アクセスポイントを介して別記３に定めるＫＤＤＩ株式会社の電気通信サービスに係る電気通信回線と収容局設備とを相互に接続するための電気通信回線（料金表第１表（イーサネットＶＰＮワイドアドバンス契約等の料金）４（付加機能利用料）４－２（契約者回線群に係るもの）(3)（リモートアクセス着信機能１）に定める特定利用契約回線（以下「特定利用契約回線」といいます。）を除きます。）	
21の２　利用契約回線等	利用契約回線又は特定利用契約回線	
22　加入契約回線等	加入契約回線、当社契約者回線または利用契約回線	
23　トラフィックフリー機能	次のいずれかのもの。 （１）契約者が当社所定の方法によりあらかじめ指定した加入契約回線等（料金表に定めるクラス１－２又はクラス２－２のイーサネット方式のもの（その品目がバーストタイプ（1Mb/s（バーストタイプ）及び10Mb/s（バーストタイプ）のものをいいます。以下同じとします。）に係るものを除きます。）に限ります。以下「プラットフォーム回線」といいます。）と他の加入契約者回線等との間の通信について、当該他の加入契約回線等の品目に係る伝送速度を超える符号伝送速度（プラットフォーム回線の品目に係る符号伝送速度以下のものに限ります。）による通信を可能とする取扱い （２）料金表第１表（イーサネットＶＰＮワイドアドバンス契約等の料金）４（付加機能利用料）４－２（契約者回線群に係るもの）(6)に規定するプラットフォームゲートウェイ機能Ｉにより行われる通信（加入	

	契約回線等（プラットフォーム回線を除きます。以下この欄において同じとします。）から特定設備宛に行うものに限ります。）について、その加入契約回線等の品目に係る伝送速度を超える当社が別に定める符号伝送速度による通信を可能にする取扱い （３）料金表第１表４の４－２（7）に規定するＡＷＳ設備接続機能Ｉにより行われる通信（加入契約回線等とＡＷＳ設備接続装置（同（7）に規定するタイプ１にあっては、相互接続点）との間の通信に限ります。）について、その加入契約回線等の品目に係る伝送速度を超える当社が別に定める符号伝送速度による通信を可能とする取扱い （４）料金表第１表４の４－２（8）に規定するネットワークエクスチェンジ設備接続機能により行われる通信（加入契約回線等とネットワークエクスチェンジ設備接続装置との間の通信に限ります。）について、その加入契約回線等の品目に係る伝送速度を超える当社が別に定める符号伝送速度による通信を可能とする取扱い
24　契約者回線群	ワイドエリアバーチャルスイッチ網を使用して相互に通信を行うことのできる加入契約回線等により構成される回線群
25　端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、１の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一構内（これに準ずる区域内を含みます。）または同一の建物内であるもの
26　自営端末設備	契約者が設置する端末設備
27　自営電気通信設備	当社が別に定める電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
28　技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び端末設備等の接続の技術的条件
29　消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第２章　イーサネットＶＰＮワイド アドバンスの区分等

（イーサネットＶＰＮワイド　アドバンスの区分）

第４条　イーサネットＶＰＮワイド　アドバンスには、次の区分があります。

区　分	内　容
イーサネットＶＰＮワイド　アドバンスＬ２	イーサネットフレームにより符号の伝送交換を行うイーサネットＶＰＮワイド　アドバンス
イーサネットＶＰＮワイド　アドバンスＬ３	インターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うイーサネットＶＰＮワイド　アドバンス

（イーサネットＶＰＮワイド アドバンスの品目等）

第５条　イーサネットＶＰＮワイド アドバンスには、料金表第１表（料金）に規定する品目及び通信または保守等の態様による細目があります。

第３章　イーサネットＶＰＮワイド アドバンスの提供区域

（イーサネットＶＰＮワイド アドバンス の提供区域）

第６条　当社のイーサネットＶＰＮワイド アドバンスは、別記１に定める提供区域において提供します。

２　当社は、当社が指定するイーサネットＶＰＮワイド アドバンス取扱所において、イーサネットＶＰＮワイドアドバンスのサービス提供地域を閲覧に供します。

第４章　契約

（契約の単位）

第７条　当社は、加入契約回線等１回線ごとに１のイーサネットＶＰＮワイド アドバンス契約を締結します。

（共同契約）

第８条　当社は、１の加入契約回線等について、契約者が２人以上となるイーサネットＶＰＮワイド アドバンス契約（以下「共同契約」といいます。）を締結します。

２　前項の場合、契約者のうち１人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

（収容区域及び加入区域）

第９条　当社は、料金表第１表（料金）に定めるところにより収容区域及び加入区域を設定します。

２　当社は、当社が指定するイーサネットＶＰＮワイド アドバンス取扱所においてその収容区域及び加入区域を閲覧に供します。

（当社契約者回線の終端）

第10条　当社は、契約者が指定した場所（料金表に規定する収容区域内に限ります）内の建物または工作物において、イーサネットＶＰＮワイド アドバンスに係る当社の線路から原則として最短距離にあって、堅固に施設できる地点に保安器、配線盤または回線終端装置を設置し、これを当社契約者回線の終端とします。

２　当社は、前項の地点を定めるときは、契約者と協議します。

（イーサネットＶＰＮワイド アドバンス契約申込の方法）

第11条　イーサネットＶＰＮワイド アドバンス契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をイーサネットＶＰＮワイド アドバンス取扱所に提出していただきます。

(1) イーサネットＶＰＮワイド アドバンスの品目及び通信または保守等の態様による細目

(2) 所属する契約者回線群

(3) 当社契約者回線に係るイーサネットＶＰＮワイド アドバンス契約の申込みにあたっては、当社契約者回線の終端の設置場所

(4) 加入契約回線に係るイーサネットＶＰＮワイド アドバンス契約の申込みにあたっては、相互に接続する他社接続回線に係るサービスの品目、通信または保守等の態様による細目、区間及び協定事業者の氏名または名称

(5) 利用契約回線に係るイーサネットＶＰＮワイド アドバンス契約の申込にあたっては、アクセスポイントを介して接続するＫＤＤＩ株式会社の電気通信回線に係る区間、サービスの品目等

(6) モバイル回線に係るイーサネットＶＰＮワイドアドバンス契約の申込みにあっては、モバイル回線の種別。

(7) その他イーサネットＶＰＮワイド アドバンスの内容を特定するため必要な事項

（イーサネットＶＰＮワイド アドバンス契約申込の承諾）

第12条　当社は、イーサネットＶＰＮワイド アドバンス契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

２　当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのイーサネットＶＰＮワイド アドバンス契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 加入契約回線等もしくは契約者回線群を設置し、または保守することが技術上著しく困難なとき。

(2) イーサネットＶＰＮワイド アドバンス契約の申込みをした者がイーサネットＶＰＮワイド アドバ

ンスの料金または工事に関する費用の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
(3) 第25条（契約者回線群の設定）に規定する契約者回線群がないとき。
(4) 申込みをしたイーサネットＶＰＮワイド アドバンスの種類が、所属する契約者回線群を構成する加入契約者回線等に係るイーサネットＶＰＮワイド アドバンスの種類と異なるとき。
(5) ＫＤＤＩ株式会社の電気通信サービスに係る電気通信回線と接続するイーサネットＶＰＮワイド アドバンス契約の申込みにあたっては、利用契約回線と相互に接続するＫＤＤＩ株式会社の電気通信サービスに係る電気通信回線を設置し、または保守することが技術上著しく困難なとき。
(6) 他社接続回線と接続するイーサネットＶＰＮワイド アドバンス契約の申込みにあたっては、そのイーサネットＶＰＮワイド アドバンス契約の申込みをした者が、他社接続回線について協定事業者と契約を締結している者と同一の者とならないとき、その他社接続回線との相互接続に関してその他社接続回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、またはその他その申込内容が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
(7) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

（最低利用期間）

第13条　イーサネットＶＰＮワイド アドバンスについては、料金表第１表（料金）に定めるところにより最低利用期間があります。

２　契約者は、前項の最低利用期間内にイーサネットＶＰＮワイド アドバンス契約の解除またはイーサネットＶＰＮワイド アドバンスの品目等の変更、料金表第１表（料金）に定める通信または保守等の態様による細目の変更または加入契約回線等の移転があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第１表（料金）に規定する額を支払っていただきます。

（区分の変更）

第14条　契約者は、イーサネットＶＰＮワイド　アドバンスの区分の変更の請求をすることができます。

２　前項の請求があったときは、当社は、第12条（イーサネットＶＰＮワイド アドバンス契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（品目等の変更）

第15条　契約者は、イーサネットＶＰＮワイド アドバンスの品目及び通信または保守等の態様による細目並びに料金表第１表（料金）に定めるタイプ及びプランの変更の請求をすることができます。

２　前項の請求があったときは、当社は、第12条（イーサネットＶＰＮワイド アドバンス契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（加入契約回線等の移転）

第16条　契約者は、加入契約回線等の移転の請求をすることができます。

２　前項の請求があったときは、当社は、第12条（イーサネットＶＰＮワイド アドバンス契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（当社契約者回線の異経路）

第17条　当社は、当社の業務の遂行上支障がない場合において、契約者の請求に基づき、その当社契約者回線を通常の経路以外の当社が指定する経路（以下「異経路」といいます。）により設置します。

（契約者の数の変更）

第18条　契約者は、契約者の数を増減する申込みをすることができます。この場合、新たに契約者となる者または契約者でなくなる者と連署した当社所定の契約申込書（第11条（イーサネットＶＰＮワイド アドバンス契約申込の方法）の契約申込書に準拠したものとします。）を契約事務を行うイーサネットＶＰＮワイド アドバンス取扱所に提出していただきます。

２　当社は、前項の申込みがあったときは、第12条（イーサネットＶＰＮワイド アドバンス契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（その他の契約内容の変更）

第19条　当社は、契約者から請求があったときは、第11条（イーサネットＶＰＮワイド アドバンス契約申込の方法）第６号に規定する契約内容の変更を行います。

２　前項の請求があったときは、当社は、第12条（イーサネットＶＰＮワイド アドバンス契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（利用の一時中断）

第20条　当社は、契約者から請求があったときは、イーサネットＶＰＮワイド アドバンスの利用の一時中断（そのイーサネットＶＰＮワイド アドバンスに係る電気通信設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

（利用権の譲渡の禁止）

第21条　利用権（契約者がイーサネットＶＰＮワイド アドバンス契約に基づいてイーサネットＶＰＮワイド アドバンスの提供を受ける権利をいいます。）は、譲渡することができません。

（契約者が行うイーサネットＶＰＮワイド アドバンス契約の解除）

第22条　契約者は、イーサネットＶＰＮワイド アドバンス契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめイーサネットＶＰＮワイド アドバンス取扱所に書面により通知して頂きます。

（当社が行うイーサネットＶＰＮワイド アドバンス契約の解除）

第23条　当社は、次の場合には、そのイーサネットＶＰＮワイド アドバンス契約を解除することがあります。

(1) 第40条（利用停止）の規定によりイーサネットＶＰＮワイド アドバンスの利用停止をされた契約者がなおその事実を解消しないとき。

(2) そのイーサネットＶＰＮワイド アドバンス契約に係る契約者回線群について、第27条（契約者回線群の廃止）に規定する契約者回線群の廃止があった場合であって、第26条（契約者回線群の変更等）第１項に規定する所属先の変更の請求を行わないとき。

(3) 相互接続協定に基づく相互接続の一時停止または相互接続協定の解除もしくは協定事業者の電気通信事業の休止または他社接続回線に係る相互接続点の所在場所の変更もしくは廃止により、契約者が他社接続回線を利用することができなくなった場合であって、利用の一時中断または第36条（他社接続回線接続変更）に規定する他社接続回線接続変更の請求を行わないとき。

２　当社は、契約者が第40条（利用停止）第１項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項第１号の規定にかかわらず、イーサネットＶＰＮワイド アドバンスの利用停止をしないでそのイーサネットＶＰＮワイド アドバンス契約を解除することがあります。

３　前２項の規定にかかわらず、当社は、契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにそのイーサネットＶＰＮワイド アドバンス契約を解除することがあります。

４　当社は、前２項の規定により、そのイーサネットＶＰＮワイド アドバンス契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

（その他の提供条件）

第24条　イーサネットＶＰＮワイド アドバンス契約に関するその他の提供条件については、別記４及び５に定めるところによります。

第５章　契約者回線群の設定等

（契約者回線群の設定）

第25条　契約者回線群は、次の場合に新設することができます。

(1) イーサネットＶＰＮワイド アドバンス契約の申込みをするとき。

(2) 現に利用している契約者回線群を分割するとき。

２　前項の場合において、その契約者回線群に所属する加入契約回線等に係る契約者のうち１人を回線群代表者（その契約者回線群に所属する加入契約回線等に係る契約者であって、契約者回線群の設定、変更または廃止の手続き等を代表できる者をいいます。以下同じとします。）を定めて、イーサネットＶＰＮワイド アドバンス取扱所に届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

３　回線群代表者となる者から契約者回線群の新設の請求があったときは、当社は、第12条（イーサネットＶＰＮワイド アドバンス契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

４　当社は、前３項により契約者回線群を設定する場合は、１の契約者回線群ごとに、契約者回線群識別番号（契約者回線群を識別するために当社が定める番号をいいます。以下同じとします。）を付与します。

５　前４項で定めるほか契約者回線群の取り扱いについて、料金表第１表（料金）に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

（契約者回線群の変更等）

第26条　契約者（回線群代表者を除きます。）は、現に所属する契約者回線群から他の契約者回線群へ、契約者回線群の変更の請求を行うことができます。

２　前項の請求があったときは、当社は、第25条（契約者回線群の設定）の規定に準じて取り扱います。この場合における契約者回線群識別番号は、変更後の契約者回線群に対応するものとします。

３　契約者は、回線群代表者をその契約者回線群に所属する契約者の承認が得られない場合を除いて、同一の契約者回線群に所属する他の契約者に変更することができます。

（契約者回線群の廃止）

第27条　当社は、次の場合には、契約者回線群を廃止します。

(1) 回線群代表者から、その契約者回線群の廃止の請求があったとき。

(2) 回線群代表者に係る契約者回線について、契約の解除があった場合であって、第26条（契約者回線群の変更等）第３項に規定する回線群代表者の変更の請求がないとき。

(3) その契約者回線群に所属する加入契約回線等がなくなったとき。

第６章　付加機能

（付加機能の提供）

第28条　当社は、契約者から付加機能の利用の請求があったときは、次の場合を除き、料金表第１表（料金）に定めるところにより付加機能を提供します。

(1) 付加機能の提供を請求した契約者が、付加機能利用料の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。

(2) 付加機能の提供が技術的に困難なときまたは保守することが著しく困難である等、当社のイーサネットＶＰＮワイド アドバンスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき。

(3) この約款に特段の定めがあるとき。

（付加機能の変更）
第29条　契約者は、付加機能の品目の変更の請求をすることができます。
２　前項の請求があったときは、当社は、第28条(付加機能の提供)の規定に準じて取り扱います。

（付加機能の廃止）
第30条　当社は、次の場合には付加機能を廃止します。
(1) その付加機能の提供を受けている契約者から、イーサネットＶＰＮワイド アドバンス契約の解除または付加機能の廃止の申し出があったとき。
(2) 当社は、料金表第１表（料金）に別段の定めがあるときは、その付加機能の利用の廃止を行うことがあります。

第７章　端末設備の提供等

（端末設備の提供）
第31条　当社は、契約者から請求があったときは、その加入契約回線等について料金表第１表（料金）に定めるところにより端末設備を提供します。

（端末設備の移転）
第32条　当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

（端末設備の利用の一時中断）
第33条　当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断（その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第８章　回線相互接続

（当社または他社の電気通信回線の接続）
第34条　契約者は、その当社契約者回線の終端においてまたはその終端に接続されている電気通信設備を介して、その当社契約者回線と当社または当社が別に定める電気通信事業者が設置する電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面をイーサネットＶＰＮワイド アドバンス取扱所に提出していただきます。
２　当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社または当社が別に定める電気通信事業者の契約約款及び料金表等によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

（他社接続回線との相互接続）
第35条　当社は､他社接続回線と接続するイーサネットＶＰＮワイド アドバンス契約の申込みを承諾したときは、その他社接続回線と接続する相互接続点において、指定のあった他社接続回線との接続を行います。

（他社接続回線接続変更）

第36条　当社は、契約者から請求があったときは、その他社接続回線に係る相互接続点の現在の所在場所において、現在接続されている他社接続回線以外の他社接続回線への接続の変更（以下「他社接続回線接続変更」といいます。）を行ないます。

２　当社は、前項の請求があったときは、第12条（イーサネットＶＰＮワイド アドバンス契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（接続休止）

第37条　当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止または相互接続協定の解除もしくは相互接続協定に係る当社が別に定める電気通信事業者の電気通信事業の休止により、契約者が加入契約回線と接続する他社接続回線を全く利用できなくなったときは、その加入契約回線について接続休止とします。

ただし、その加入契約回線について、契約者から加入契約回線等の移転、利用の一時中断もしくは他社接続回線接続変更の請求または契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

２　当社は、前項の規定により、接続休止をしようとするときは、あらかじめ、その契約者にそのことを通知します。

３　第１項の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して１年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、そのイーサネットＶＰＮワイド アドバンス契約は解除されたものとして取り扱います。この場合、その契約者にそのことを通知します。

第38条　削除

第９章　利用中止等

（利用中止）

第39条　当社は、次の場合には、イーサネットＶＰＮワイド アドバンスの利用を中止することがあります。

(1) 当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき。

(2) 第39条（通信利用の制限等）の規定により、通信利用を中止するとき。

(3) 第36条（相互接続点の所在場所の掲示等）の規定により、相互接続点の所在を変更するとき。

２　当社は、前項の規定によりイーサネットＶＰＮワイド アドバンスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

（利用停止）

第40条　当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、６ヶ月以内で当社が定める期間（そのイーサネットＶＰＮワイド アドバンスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったイーサネットＶＰＮワイド アドバンスの料金、工事に関する費用または割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのイーサネットＶＰＮワイド アドバンスの利用を停止することがあります。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(2) 第58条（利用に係る契約者の義務）または第61条（他人に使用させる場合の契約者の義務）の規定に違反したとき。

(3) 当社の承諾を得ずに、当社契約者回線に自営端末設備、自営電気通信設備、当社が別に定める電気通信事業者が設置する電気通信回線または当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。

(4) 当社契約者回線に接続されている自営端末設備もしくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、また

はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備もしくは自営電気通信設備を当社契約者回線から取りはずさなかったとき。

２　当社は、前項の規定によりイーサネットＶＰＮワイド アドバンスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

第10章　通信等

（通信の条件）

第40条の２　通信（モバイル回線を使用して行うものに限ります。以下この条において同じとします。）は、そのモバイル機器が当社の指定するホームページ上に掲載されているサービス区域内に在圏する場合に限り行うことができます。ただし、その区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところによる通信の伝送速度が低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又は通信が全く利用できない状態（通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。）となる場合があります。

２ 当社及びＵＱコミュニケーションズ株式会社は、技術上その他のやむを得ない理由により、事前の通知なく、無線基地局設備の移設又は減設等を行うことがあります。この場合において、前項の区域内であっても通信を行うことができなくなる場合があります。

３ 通信は、当社が別に定める通信プロトコルに準拠するものとします。ただし、その通信プロトコルに係る伝送速度を保証するものではありません。

４ モバイル回線を使用して行う通信に係る伝送速度は、通信状況又は通信環境その他の要因により変動するものとします。

５ 当社は、１のモバイル機器において、一定時間内に基準値を超える大量の符号を送受信しようとしたときは、その伝送速度を一時的に制限し、又はその超過した符号の全部若しくは一部を破棄します。

６ 電波状況等により、イーサネットＶＰＮワイドアドバンス（モバイル回線を使用して行うものに限ります。）を利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は、一切の責任を負わないものとします。

（通信利用の制限等）

第41条　当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合で必要と認めたときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている加入契約回線等（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機　関　名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記14に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関

預貯金業務を行う金融機関 国または地方公共団体の機関

２ 通信が著しくふくそうしたとき、又はその通信が発信者によりあらかじめ設定された 数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

第41条の２　前条の規定による場合のほか、当社は、モバイル回線に関して、次の通信利用の制限を行うことがあります。

（１）通信が著しくふくそうする場合に、通信時間又は特定地域のモバイル回線への通信の利用を制限すること。

（２）モバイル回線を当社が別に定める一定時間以上継続して保留し当社等の電気通信設備を占有する等、その通信が当社等の電気通信サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信を切断すること。

（３）当社等の電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる通信を発生させる等、そのモバイル回線を用いて行われた通信が当社の電気通信設備の容量を逼迫させた、若しくは逼迫させるおそれを生じさせた、又は当社等の電気通信サービスの提供に支障を及ぼした、若しくは及ぼすおそれを生じさせたと当社が認めた場合に、そのモバイル回線に係る通信の帯域を制限すること。

２ 当社は、前項の規定による場合のほか、当社が別に定める形式のデータについて、圧縮その他イーサネットＶＰＮワイドアドバンスの円滑な提供に必要な措置を行うことがあります。

３ 前２項に定めるほか、当社は、ＬＴＥ回線及びハイブリッド回線について、別記11の３に定める通信利用の制限を行います。

４ 当社は、ワイドエリアバーチャルスイッチ網の通信帯域が逼迫する等して、当社の電気通信サービスの円滑な提供に支障が生じ、及びひいてはイーサネットＶＰＮワイドアドバンスに係る利用者のイーサネットＶＰＮワイドアドバンスの利用に支障が生じることを防止するため、ワイドエリアバーチャルスイッチ網で取り扱う通信について、大量に受信させる等によってワイドエリアバーチャルスイッチ網その他の当社の電気通信サービスに係る電気通信設備の通信帯域を不当に逼迫させる等の目的で送信されるIPパケット（以下「特定目的通信」といいます。）の検知を行うとともに、ワイドエリアバーチャルスイッチ網で取り扱う通信が特定目的通信であると判断したときは、その通信を破棄することがあります。

第41条の３　当社は、前２条の規定によるほか、当社が、窃盗、詐欺等の犯罪行為若しくはその他法令に違反する行為により取得されたと判断し、又は代金債務（立替払等に係る債務を含みます。）の履行が為されていないと判断して、当社の電気通信設備に所定の登録を行った端末設備がモバイル回線に接続された場合、そのモバイル回線からの通信の利用を制限する措置をとることがあります。

（協定事業者の契約約款等による制約）

第42条　契約者は、協定事業者の電気通信サービスに関する契約約款（料金表等を含みます。）の規定により、イーサネットＶＰＮワイド アドバンスに係る他社接続回線その他その協定事業者に係る電気通信設備を使用することができない場合においては、イーサネットＶＰＮワイド アドバンスに係る通信を行うことはできません。

第11章　料金等

第１節　料金及び工事に関する費用

（料金及び工事に関する費用）

第43条　当社が提供するイーサネットＶＰＮワイド アドバンスの料金は、料金表第１表（料金）に定めるところによります。

２　当社が提供するイーサネットＶＰＮワイド アドバンスの工事に関する費用は、工事費、線路設置費及び設備費とし、料金表第２表（工事に関する費用）に定めるところによります。

（注）本条第１項に規定する料金は、当社が提供するイーサネットＶＰＮワイド アドバンスの態様に応じて、回線使用料、加算額を合算したものとします。

第２節　料金等の支払義務

（料金の支払義務）

第44条　契約者は、そのイーサネットＶＰＮワイド アドバンス契約に基づいて当社がイーサネットＶＰＮワイド アドバンスの提供を開始した日（端末設備の提供についてはその提供を開始した日）から起算して契約の解除があった日（端末設備についてはその廃止があった日）の前日までの期間（提供を開始した日と解除または廃止があった日が同一の日である場合は、１日間とします。）について、料金表第１表（料金）に規定する料金のうち月額で定められているもの（以下「月額料金」といいます。）の支払いを要します。

２　前項の期間において、利用の一時中断等によりイーサネットＶＰＮワイド アドバンスを利用することができない状態が生じたときの月額料金の支払いは、次によります。

(1) 次の場合が生じたときは、契約者は、その期間中の月額料金の支払いを要します。

ア　利用の一時中断をしたとき。

イ　利用停止があったとき。

ウ　サービスの利用を中止する場合であって、当社があらかじめそのことを契約者に通知したとき。

(2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の表に規定する場合を除いて、イーサネットＶＰＮワイド アドバンスを利用できなかった期間中の月額料金の支払いを要します。

区　別	支払いを要しない料金
１　契約者の責めによらない理由により、そのイーサネットＶＰＮワイド アドバンスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合（２欄から４欄までに該当する場合及び収容局設備等の共用に起因する事象によりその状態が生じた場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間（通信または保守等の態様による細目について、料金表第１表（料金）に別段の定めがある場合はその時間とします。）以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（この表の１欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。）に対応するそのイーサネットＶＰＮワイド アドバンス（そのイーサネットＶＰＮワイド アドバンスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。）についての月額料金
２　当社の故意または重大な過失によりそのイーサネットＶＰＮワイド アドバンスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのイーサネットＶＰＮワイド アドバンス（そのイーサネットＶＰＮワイド アドバンスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。）についての月額料金
３　加入契約回線等の移転もしくは端末設備の移転、他社接続回線接続変更、相互接	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対

続点またはアクセスポイントの所在地の変更に伴って、イーサネットＶＰＮワイド アドバンスを利用できなくなった期間が生じたとき（契約者の都合によりイーサネットＶＰＮワイド アドバンスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。）。	応するそのイーサネットＶＰＮワイド アドバンス（そのイーサネットＶＰＮワイド アドバンスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。）についての月額料金
４　イーサネットＶＰＮワイド アドバンスの接続休止をしたとき。	接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの期間に対応するそのイーサネットＶＰＮワイド アドバンス（そのイーサネットＶＰＮワイド アドバンスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。）についての料金

３　第１項の期間において、契約者が加入契約回線と相互に接続する他社接続回線または利用契約回線と相互に接続する電気通信回線（以下この項において「他社接続回線等」といいます。）を利用することができない状態が生じたときのイーサネットＶＰＮワイド アドバンスの月額料金の支払いは、次によります。

(1) 他社接続回線等の利用の一時中断、利用停止または契約の解除その他社接続回線等に係る契約者に帰する事由により、他社接続回線等を利用することができなくなった場合であっても、契約者は、そのイーサネットＶＰＮワイド アドバンスに係る月額料金の支払いを要します。

(2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の表に規定する場合を除いて、イーサネットＶＰＮワイド アドバンスを利用できなかった期間中の月額料金の支払いを要します。

区　別	支払いを要しない料金
１　契約者の責めによらない理由により、加入回線または利用契約回線と相互に接続する他社接続回線等を全く利用できない状態（その他社接続回線等による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたため、イーサネットＶＰＮワイド アドバンスを全く利用できなくなった場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、前項第２号の表の１欄に規定する時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（前項第２号の表の１欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。）に対応するそのイーサネットＶＰＮワイド アドバンスについての月額料金
２　加入契約回線または利用契約回線と相互に接続する他社接続回線等に係る協定事業者または当社の故意または重大な過失によりそのイーサネットＶＰＮワイド アドバンスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのイーサネットＶＰＮワイド アドバンス（そのイーサネットＶＰＮワイド アドバンスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。）についての月額料金

４　当社は、支払いを要しないこととされた月額料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（工事費の支払義務）

第45条　契約者は、イーサネットＶＰＮワイド アドバンス契約の申込みまたは工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第２表第１（工事費）に規定する工事費を支払っていただきます。

ただし、工事の着手前にその契約の解除またはその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りでありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

２　工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただき

ます。

（線路設置費の支払義務）

第46条　契約者は、次の場合には、料金表第２表第２（線路設置費）に規定する線路設置費を支払っていただきます。

ただし、当社契約者回線の設置等の工事の着手前にその契約の解除またはその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りでありません。この場合、既に線路設置費が支払われているときは、当社は、その線路設置費を返還します。

(1) 当社契約者回線の終端が区域外（収容区域のうち加入区域以外のものをいいます。以下同じとします。）となるイーサネットＶＰＮワイド アドバンス契約の申込みをし、その承諾を受けたとき。

(2) その終端が区域外にある当社契約者回線について、その品目等の変更の請求をし、その承諾を受けたとき。

(3) 移転後の当社契約者回線の終端が区域外となる加入契約回線等の移転（移転後の当社契約者回線の終端が移転前の当社契約者回線の終端と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）または同一の建物内となるものを除きます。）の請求をし、その承諾を受けたとき。

２　工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事（区域外における当社契約者回線の新設の工事に限ります。）の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。

（設備費の支払義務）

第47条　契約者は、特別な電気通信設備の新設等を要するイーサネットＶＰＮワイド アドバンス契約の申込みまたは請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第２表第３（設備費）に規定する設備費を支払っていただきます。

ただし、その設備等の工事の着手前に解除等があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその設備費が支払われているときは、当社は、その設備費を返還します。

２　工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事（解除等を行う前に設備費の支払いを要することとなっている部分に限ります。）の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。

第３節　料金の計算等

（料金の計算方法等）

第48条　料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払い方法は、料金表通則に定めるところによります。

（料金等支払いの連帯責任）

第49条　共同契約を締結している各契約者は、契約者が支払うべき料金、工事に関する費用または割増金等の料金以外の債務の支払いについて、連帯して責任を負っていただきます。

第４節　保証金

（保証金）

第50条　当社は、契約者（新たに契約者となる者を含みます。以下この条において同じとします。）が次のいずれかに該当する場合に、料金表第１表（料金）に規定する月額料金の３ヵ月分に相当する額を超えない範囲で当社が別に定める条件に従って保証金を預けていただくことがあります。

(1) 契約者が現に利用している当社の電気通信サービスの料金について、支払期日を経過してもなお支払わなかった場合

(2) 支払期日を経過してもなお支払わないことが予想される場合

２　当社は、イーサネットＶＰＮワイド アドバンス契約を解除した場合には、保証金を契約者が支払うべき料金に充当し、その残額を返還します。

（注）本条第１項に規定する当社が別に定める条件は、保証金に利息を付さないことを条件として預けていただくこととします。

第５節　割増金及び延滞利息

（割増金）

第51条　契約者は、料金または工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の２倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

（延滞利息）

第52条　契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から計算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りでありません。

第６節　他社料金設定回線の料金の取扱い等

（他社料金設定回線の料金の取扱い等）

第53条　加入契約回線と相互に接続する他社接続回線または利用契約回線と相互に接続するＫＤＤＩ株式会社の電気通信サービスに係る電気通信回線に係る料金または工事に関する費用（最低利用期間及び責任の制限を含みます。）は、料金表に定めるところによります。

第12章　保守

（契約者の維持責任）

第54条　契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

（契約者の切分責任）

第55条　契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備が当社契約者回線に接続されている場合であって、当社契約者回線を利用することができなくなったときは、その自営端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていだきます。

２　前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、イーサネットＶＰＮワイド アドバンス取扱局において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

３　当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備または自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。

（修理または復旧の順位）

第56条　当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、または滅失した場合に、その全部を修理し、または復旧することができないときは、第41条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、または復旧します。この場合において、第１順位及び第２順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により

定めたものに限ります。

順位	修理または復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記14に定める基準に該当する新聞社、放送事業者または通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国または地方公共団体の機関に設置されるもの（第１順位となるものを除きます。）
3	第１順位及び第２順位に該当しないもの

（注）当社は、当社の設置した電気通信設備を修理または復旧するときは、暫定的にそのイーサネットＶＰＮワイド アドバンスに係る電気通信設備を変更することがあります。

第13章　損害賠償

（責任の制限）

第57条　当社は、イーサネットＶＰＮワイド アドバンスを提供すべき場合において、当社または協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのイーサネットＶＰＮワイド アドバンスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、第44条（料金の支払義務）第２項第２号の表の１欄に規定する時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

ただし、協定事業者が協定事業者の電気通信サービスに関する契約約款及び料金表等に定めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りではありません。

２　前項の場合において、当社は、イーサネットＶＰＮワイド アドバンスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（第44条第２項第２号の表１欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。以下この条において同じとします。）に対応するそのイーサネットＶＰＮワイド アドバンスに係る料金額（この約款の規定により当社が定める料金額（そのイーサネットＶＰＮワイド アドバンスの一部を全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額）に限ります。）を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

３　当社の故意または重大な過失によりイーサネットＶＰＮワイド アドバンスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

（注）本条第２項の場合において、全く利用できない状態が連続した時間に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取扱います。

（免責）

第58条　当社は、イーサネットＶＰＮワイド アドバンスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

２　当社は、この約款等の変更により自営端末設備または自営電気通信設備の改造または変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、端末設備等の接続の技術的条件（以下この条において「技術的条件」といいます。）の規定の変更（イーサネットＶＰＮワイド アドバンス取扱局に設置する電気通信設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に当社契約者回線に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第14章　雑則

（承諾の限界）

第59条　当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、または保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした契約者に通知します。

ただし、この約款に別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

（利用に係る契約者の義務）

第60条　契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 当社がイーサネットＶＰＮワイド アドバンス契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、もしくは破損し、またはその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるときまたは自営端末設備もしくは自営電気通信設備の接続もしくは保守のため必要があるときは、この限りでありません。

(2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がイーサネットＶＰＮワイド アドバンス契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(4) 当社がイーサネットＶＰＮワイド アドバンス契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

(5) 違法に、または公序良俗に反する態様で、イーサネットＶＰＮワイド アドバンスを利用しないこと。

２　契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、またはき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

（他人に使用させる場合の契約者の義務）

第61条　契約者は、当社がイーサネットＶＰＮワイド アドバンス契約に基づき設置した電気通信設備を契約者以外の者に使用させる場合は、前条のほか次のことを守っていただきます。

(1) 契約者は、前条の規定の適用については、善良の管理者の注意を怠らなかった場合を除いて、当社がイーサネットＶＰＮワイド アドバンス契約に基づき設置した電気通信設備を使用する者の行為についても、当社に対し責任を負っていただきます。

(2) 契約者は、当社がイーサネットＶＰＮワイド アドバンス契約に基づき設置した電気通信設備に関する料金または工事に関する費用のうち、その設備を使用する者の使用によるものについても、当社に対して支払いの責任を負っていただきます。

(3) 契約者は、当社が別に定める事項について、その当社契約者回線に接続する自営端末設備または自営電気通信設備のうち、その当社契約者回線を使用する者の設置に係るものについても、当社に対し

て責任を負っていただきます。

（注）本条第３号に規定する当社が別に定める事項は、次に掲げる約款の規定の適用とします。

ア　第54条（契約者の維持責任）

イ　第55条（契約者の切分責任）

ウ　別記８（自営端末設備の接続）

エ　別記９（自営端末設備に異常がある場合等の検査）

オ　別記10（自営電気通信設備の接続）

カ　別記11（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）

（契約者からの当社契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等）

第62条　契約者からの当社契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等については、別記７に定めるところによります。

（技術的事項及び技術資料の閲覧）

第63条　イーサネットＶＰＮワイド アドバンスにおける基本的な技術的事項は、別表のとおりとします。

２　当社は、当社が指定するイーサネットＶＰＮワイド アドバンス取扱所において、イーサネットＶＰＮワイド アドバンスを利用するうえで参考となる別記15 の事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

（契約者からの通知）

第64条　当社は、他社接続回線について、第11条（イーサネットＶＰＮワイド アドバンス契約申込の方法）に規定する事項その他当社が別に定める異動があったときは、その内容について契約者から速やかにイーサネットＶＰＮワイド アドバンス取扱所に通知していただきます。

（契約者の氏名等の通知）

第65条　当社は、協定事業者から請求があったときは、契約者（その協定事業者とイーサネットＶＰＮワイド アドバンスを利用する上で必要な契約を締結している者に限ります。）の氏名及び住所等をその協定事業者に通知することがあります。

（協定事業者からの通知）

第66条　当社は、料金または工事に関する費用の適用にあたり必要があるときは、協定事業者からその料金または工事に関する費用を適用するために必要な契約者の情報の通知を当社が受けることについて、契約者に同意していただきます。

（協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行）

第67条　当社は、契約者から申出があったときは、次の場合に限り、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）の電気通信サービスに係る契約約款及び料金表等の規定により協定事業者がその契約者に請求することとした電気通信サービスの料金または工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

(1)　その申出をした契約者が当社が請求する料金または工事に関する費用の支払いを現に怠り、または怠るおそれがないとき。

(2)　その契約者の申出について、協定事業者が承諾するとき。

(3)　その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

２　前項の規定により、当社が請求した料金または工事に関する費用について、その契約者が当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、当社は、その契約者に係る前項の取扱いを廃止します。

（法令に規定する事項）

第68条　イーサネットＶＰＮワイド アドバンスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

（注）法令に定めがある事項については、別記８から12に定めるところによります。

（契約者情報の取扱い）

第69条　当社は、契約者に係る情報について、イーサネットＶＰＮワイド アドバンスの付加機能を提供する場合に、契約者の利便性の向上を図ること、円滑な運営、保守を実施することを目的として、その目的達成に必要な範囲内で利用します。

（閲覧）

第70条　この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供します。

第15章　附帯サービス

（附帯サービス）

第71条　イーサネットＶＰＮワイド アドバンスに関する附帯サービスの取扱いについては別記13及び16に定めるところによります。

別　　記

別　記

１　イーサネットＶＰＮワイド アドバンスの提供区域等

(1) 当社のイーサネットＶＰＮワイド アドバンスは、当社契約者回線の終端相互間、当社契約者回線の終端と相互接続点またはアクセスポイントとの間、相互接続点相互間、アクセスポイント相互間及び相互接続点とアクセスポイントの間において提供します。

(2) １の契約者回線群を構成することが可能である加入契約回線等（料金表に定めるプラン２に係るものに限ります。）について、加入契約回線等の終端（加入契約回線と相互に接続する他社接続回線の終端（相互接続点となるものを除きます。）、当社契約者回線の終端または利用契約回線と相互に接続するＫＤＤＩ株式会社の電気通信サービスに係る電気通信回線の終端（アクセスポイントとなるものを除きます。）をいいます。以下同じとします。）の場所は、次表に定める地域の都道府県の区域内に限ります。

地　域	都道府県の区域
北海道	北海道
東　北	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県
関　東	栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県（富士川以東）
中　部	愛知県、三重県、岐阜県、長野県、静岡県（富士川以西）
北　陸	石川県、富山県、福井県（一部を除く）
関　西	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、福井県の一部
中　国	広島県、岡山県、山口県、鳥取県、島根県
四　国	香川県、徳島県、高知県、愛媛県
九　州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖　縄	沖縄県

２　加入契約回線と接続ができる他社接続回線

(1) 削除

(2) 削除

(3) イーサネット方式のもの

下表の協定事業者が提供するイーサネット方式の電気通信サービスに係るもの

協定事業者の名称
北海道総合通信網株式会社
株式会社トークネット
中部テレコミュニケーション株式会社
北陸通信ネットワーク株式会社
株式会社エネコム
株式会社ＳＴＮｅｔ
株式会社ＱＴｎｅｔ
ＯＴＮｅｔ株式会社
ＫＤＤＩ株式会社

３　利用契約回線と接続ができるＫＤＤＩ株式会社の電気通信サービスに係る電気通信回線

(1) イーサネット方式のもの

ＫＤＤＩ株式会社のイーサネット通信サービス契約約款に規定するイーサネットアクセス回線

(2) 総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの

ＫＤＤＩ株式会社の総合オープン通信網サービス契約約款に規定する第５種総合オープン通信網サービス（下表に該当するタイプ等に係るものに限ります。）に係る利用回線

コース	タイプ	プラン

コースⅠ （プランＦ）	タイプⅡ	プランⅠ （特定通信限定利用型に係るものに限ります。）
	タイプⅣ	
	タイプⅤ	
	タイプⅦ	
コースⅡ （ｗｉｔｈＦ＋）	タイプⅡ	
	タイプⅣ	
	タイプⅦ	

(3) ＩＰアクセスサービスを利用する方式のもの

ＫＤＤＩ株式会社のＩＰアクセスサービス契約約款に規定するＩＰアクセス回線（一般ＩＰアクセスサービスに限ります。

(4) 料金表第１表（イーサネットＶＰＮワイドアドバンス契約等の料金）４（付加機能利用料）に定める第３種IPVPNサービス利用機能のもの

デジタルデータサービス契約約款に規定する利用契約回線（第３種IPVPNサービスに係るものに限ります。）

(5) 料金表第１表（イーサネットＶＰＮワイドアドバンス契約等の料金）４（付加機能利用料）に定めるリモートアクセス着信機能１のもの

リモートアクセスサービス契約約款に規定する利用契約回線（タイプⅡ、タイプⅣ、タイプⅦ若しくはタイプⅧ又は平成２８年１２月２８日付附則第３項に定める旧ＣＰＡ（旧コースⅠのものを除きます。以下「旧ＣＰＡ（旧コースⅠ以外）」といいます。）に係るものに限ります。）

４　契約者の地位の承継

(1) 相続または法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えてイーサネットＶＰＮワイド アドバンス取扱所に通知していただきます。

(2) (1)の場合に、地位を承継した者が２人以上あるときは、そのうちの１人を当社に対する代表者と定め、これを通知していただきます。これを変更したときも同様とします。

(3) 当社は、(2)の規定による代表者の通知があるまでの間、その地位を承継した者のうちの１人を代表者として取り扱います。

５　契約者の氏名等の変更

(1) 契約者は、その氏名、名称または住所もしくは居所または料金等請求書の送付先の変更があったときは、そのことを速やかにイーサネットＶＰＮワイド アドバンス取扱所に通知していただきます。

(2) (1)の通知があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

６　協定事業者

北海道総合通信網株式会社
株式会社トークネット
ＫＤＤＩ株式会社
中部テレコミュニケーション株式会社
北陸通信ネットワーク株式会社
株式会社エネコム
株式会社ＳＴＮｅｔ
株式会社ＱＴｎｅｔ

ＯＴＮｅｔ株式会社 ＮＴＴ東日本株式会社 ＮＴＴ西日本株式会社 当社

7　契約者からの当社契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等

(1) 加入契約回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）または建物内において、当社が当社契約者回線及び端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。

(2) 当社がイーサネットＶＰＮワイド アドバンス契約に基づいて設置する端末設備その他の電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。

(3) 契約者は、加入契約回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）または建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

8　自営端末設備の接続

(1) 契約者は、その当社契約者回線の終端において、またはその終端に接続されている電気通信設備を介して、その当社契約者回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、事業法第53条第１項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器または事業法第63条第２項に規定する技術基準適合自己確認を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。

(2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

ア　その接続が技術基準等に適合しないとき。

イ　その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。

(3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第１項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

(4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(5) 契約者は、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第４条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、または実地に監督させる必要があります。

ただし、同規則第３条で定める場合は、この限りではありません。

(6) 契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。

(7) 契約者は、その当社契約者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

9　自営端末設備に異常がある場合等の検査

(1) 当社は、当社契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。

この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第２項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

(2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を当社契約者回線から取りはずしていただきます。

10　自営電気通信設備の接続

(1) 契約者は、その当社契約者回線の終端において、またはその終端に接続されている電気通信設備を介して、その当社契約者回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項を記載した当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

(2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

ア　その接続が技術基準等に適合しないとき。

イ　その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、事業法第70条第１項第２号による総務大臣の認定を受けたとき。

(3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第１項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

(4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(5) 契約者は、工事担任者規則第４条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、または実地に監督させる必要があります。

ただし、同規則第３条で定める場合は、この限りではありません。

(6) 契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。

(7) 契約者は、その当社契約者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

11　自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

当社契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記９（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

11の２　モバイル機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い

契約者は、モバイル機器について、電波法（昭和25 年法律第131 号。以下同じとします。）の規定に基づき、当社等が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたとき又はモバイル機器の検査が必要となるときは、そのモバイル機器の使用を停止して、当社等が必要な措置を講ずることに応じていただきます。

11の３　ＬＴＥ回線又はハイブリッド回線に係る通信利用の制限

当社は、ＬＴＥ回線又はハイブリッド回線に係る通信について、データ通信総量速度規制（そのＬＴＥ回線又はハイブリッド回線に係る通信の１月間の総情報量が次表に定める総量速度規制データ量を超えたことを当社が確認した場合、その確認した日を含む月の末日までの間、そのＬＴＥ回線又はハイブリッド回線との間のデータ通信の伝送速度を最高128kbit/s に制限することをいいます。）を行います。

総量速度規制データ量
7,516,192,768 バイト（７ギガバイト）

12　当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

13　協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行

当社は、イーサネットＶＰＮワイド アドバンス契約の申込みをする者または契約者から要請があったときは、協定事業者の電気通信サービスの利用に係る申込み、請求、届出、その他電気通信サービスに係る事項について、手続きの代行を行います。

14　新聞社等の基準

区　分	基　　準
1　新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、または論議することを目的として、あまねく発行されること。 (2) 発行部数が１の題号について、8,000部以上であること。
2　放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3　通信社	新聞社または放送事業者にニュース（１欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、または放送事業者が放送するためのニュースまたは情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

15　技術資料の項目

自営端末設備または自営電気通信設備に係る接続条件
(1) 物理的条件
(2) 電気的条件及び光学的条件
(3) 論理的条件

（注）品目によっては、閲覧に供することができない項目があります。

16　支払証明書の発行

(1)当社は、契約者から請求があったときは、その契約者に係るイーサネットＶＰＮワイド アドバンスの支払証明書を発行します。

(2)契約者は、(1)の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第３表（附帯サービスに関する料金）に規定する手数料の支払いを要します。

17　宅内配線接続等工事の施工

（１）当社は、契約者（そのイーサネットＶＰＮワイドアドバンス契約に係る加入契約回線等が料金表第１表（イーサネットＶＰＮワイドアドバンス契約等の料金）に定める総合オープン通信網サービスを利用する方式（タイプ２のものに限ります。）、ＩＰアクセスサービスを利用する方式、モバイル回線を利用する方式に係る者に限ります。以下この18において同じとします。）から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、その契約者が指定する宅内配線接続等工事を施工します。

（２）契約者は、前号の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第３表（附帯サービスに関する料金等）に規定する工事に関する費用の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下（３）までにおいて「解除等」といいます。）があった場合は、この限りでありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

（３）工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

18　契約者の禁止行為

契約者は、イーサネットＶＰＮワイドアドバンスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとし

ます。

（１）通信の伝送交換に妨害を与える行為、その他自己以外の者の電気通信設備等の利用又は運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為

（２）自己以外の者の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為

（３）自己以外の者の財産、プライバシー又は肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為

（４）自己以外の者を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為

（５）犯罪行為又は犯罪行為を誘発し、若しくは扇動する行為

（６）無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為

（７）連鎖販売取引（マルチ商法）に関して法令に違反する行為

（８）猥褻若しくは児童ポルノ又は児童虐待等、児童又は青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字、文書等を送信、記載又は掲載する行為

（９）有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為

(10) イーサネットＶＰＮワイドアドバンスにより利用しうる情報を改ざんし、又は不当に消去する行為

(11) 自己以外の者になりすましてイーサネットＶＰＮワイドアドバンスを利用する行為

(12) 本人の同意を得ずに広告、宣伝又は勧誘の文書等を送信し、記載し、又は掲載する行為

(13) 自己以外の者が嫌悪感を抱き、又はそのおそれのある文書等を送信し、記載し、又は掲載する行為

(14) 売春行為、暴力行為、残虐な行為等、公序良俗に違反し、又は自己以外の者に不利益を与える行為

(15) その他法令又はこの約款等に違反する行為

(16)（１）から（15）までのいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

料　金　表

目　次

通則 ・・・

通　則

（料金の設定）

1　加入契約回線と相互に接続する他社接続回線の料金または工事に関する費用（協定事業者の専用サービスに係る契約約款等の規定により、協定事業者が設定する料金または工事に関する費用を除きます。）は、当社の提供区間と協定事業者の提供区間とを併せて当社が設定します。

2　利用契約回線と相互に接続するＫＤＤＩ株式会社の電気通信サービスに係る電気通信回線（総合オープン通信網サービス契約約款に規定する第５種総合オープン通信網サービスに係る利用回線に限ります。）の料金または工事に関する費用は、利用契約回線の料金または工事に関する費用と併せてこの約款で規定します。

（料金の計算方法等）

3　当社は、契約者がそのイーサネットＶＰＮワイド アドバンス契約に基づいて支払う料金を暦月に従って計算します。

4　当社は、次の場合が生じたときは、月額料金をその利用日数に応じて日割します。

(1) 暦月の初日以外の日にイーサネットＶＰＮワイド アドバンスの提供の開始（付加機能または端末設備についてはその提供の開始）があったとき。

(2) 暦月の初日以外の日にイーサネットＶＰＮワイド アドバンス契約の解除（付加機能または端末設備についてはその廃止）があったとき。

(3) 暦月の初日にイーサネットＶＰＮワイド アドバンスの提供の開始（付加機能または端末設備についてはその提供の開始）を行い、その日にそのイーサネットＶＰＮワイド アドバンス契約の解除（付加機能または端末設備についてはその廃止）があったとき。

(4) 暦月の初日以外の日にイーサネットＶＰＮワイド アドバンスの種類及び品目等の変更等により月額料金の額が増加または減少したとき。この場合、増加または減少後の月額料金は、その増加または減少のあった日から適用します。

(5) 第44条（料金の支払義務）第２項第２号の表の規定に該当するとき。

5　４の規定による月額料金の日割は暦日数により行います。

（端数処理）

6　当社は、料金その他の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

（料金等の支払い）

7　契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定するイーサネットＶＰＮワイド アドバンス取扱所または金融機関等において支払っていただきます。

8　料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

（料金の一括後払い）

9　当社は、当社に特別の事情がある場合は、７及び８の規定にかかわらず、契約者の承諾を得て、２か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

（前受金）

10　当社は、料金または工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

（注）１０で規定する当社が別に定める条件は、前受金に利息を付さないことを条件として預かることとします。

（消費税相当額の加算）

11　イーサネットＶＰＮワイド アドバンスに関する料金額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

（料金等の臨時減免）

12　当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金または工事に関する費用を減免することがあります。

（注）当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のイーサネットＶＰＮワイド アドバンス取扱所に掲示する等の方法により、そのことを周知します。

（ＫＤＤＩ株式会社の総合オープン通信網サービスに係る利用回線の料金）

13　利用契約回線と相互に接続するＫＤＤＩ株式会社の電気通信サービスに係る電気通信回線（総合オープン通信網サービス契約約款に規定する第５種総合オープン通信網サービスに係る利用回線に限ります。）の料金または工事に関する費用（利用契約回線の回線使用料及び、回線終端装置使用料を除きます）は、ＫＤＤＩ株式会社の総合オープン通信網サービス契約約款に基づき、規定するものとします。

第１表　料金

１　適用

<table>
<tr><th>区　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>(1) 収容区域及び加入区域の設定</td><td>ア　当社は、イーサネットＶＰＮワイド アドバンス取扱局に加入契約回線等を収容する区域（以下「収容区域」といいます。）及びその収容区域のうち、特別な料金（線路設置費及び線路に関する加算額）の支払いを必要としないでイーサネットＶＰＮワイド アドバンスを提供する区域（以下「加入区域」といいます。）を定めます。
イ　収容区域及び加入区域は、行政区画、その地域の社会的、経済的、地理的条件、需要動向及び当社の電気通信設備の状況等を考慮して設定します。
ウ　契約者は、当社契約者回線の終端が、イーサネットＶＰＮワイド アドバンスの加入区域外にある場合に、(12)に定める加算額の支払を要します。</td></tr>
<tr><td>(2) 品目に係る料金の適用</td><td>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。
ア　削除
イ　削除
ウ　イーサネット方式のもの
<table>
<tr><th>品　目</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>0.5Mb/s</td><td>0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>1Mb/sから1Mb/sごとに10Mb/sまでの品目</td><td>料金表別表１の（２）に規定する伝送速度までの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>20Mb/sから10Mb/sごとに100Mb/sまでの品目</td><td>料金表別表１の（２）に規定する伝送速度までの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>200Mb/sから100Mb/sごとに900Mb/sまでの品目</td><td>料金表別表１の（２）に規定する伝送速度までの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>1Gb/s</td><td>1Gbit/sの符号伝送が可能もの</td></tr>
<tr><td>2Gb/sから1Gb/sごとに10Gb/sまでの品目</td><td>料金表別表１の（２）に規定する伝送速度までの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>1Mb/s（バーストタイプ）</td><td>1Mb/s の符号伝送が可能なものであって、ワイドエリアバーチャルスイッチ網の状態により最大10Mb/s までの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>10Mb/s（バーストタイプ）</td><td>10Mb/s の符号伝送が可能なものであって、ワイドエリアバーチャルスイッチ網の状態により最大100Mb/s までの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考
１　プラットフォーム回線は、イーサネット方式のもの(1Mb/s(バーストタイプ)又は10Mb/s(バーストタイプ)以外のものに限り、提供します。)
２　2Gb/sから1Gb/sごとに10Gb/sまでの品目については、イーサネットＶＰＮワイドアドバンスＬ２に限り提供します。</td></tr>
</table>
エ　総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの
<table>
<tr><th>品　目</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>ベストエフォート</td><td>符号伝送速度を規定しないもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考
総合オープン通信網サービスを利用する方式のものについては、第44条(料金の支払義務)第２項第２号の票の１欄中「１時間」とあるのは「24時間」と読み替えて適用するものとします。</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

オ　ＩＰアクセスサービスを利用する方式のもの

品　目	内　　容
ベストエフォート	符号伝送速度を規定しないもの
備考 ＩＰアクセスサービスを利用する方式のものについては、第44条(料金の支払義務)第２項第２号の票の１欄中「１時間」とあるのは「24時間」と読み替えて適用するものとします。	

カ　インターネットを利用する方式のもの

品　目	内　　容
ベストエフォート	符号伝送速度を規定しないもの
備考 インターネットを利用する方式のものについては、第44条(料金の支払義務)第２項第２号の票の１欄中「１時間」とあるのは「24時間」と、「２欄から４欄までに該当する場合」とあるのは「２欄から４欄までに該当する場合又はインターネット接続回線の終端（取扱所交換設備との接続に係るものを除きます。)よりインターネット側における障害である場合」読み替えて適用するものとします。	

キ　モバイル回線を利用する方式のもの

品　目	内　　容
ベストエフォート	符号伝送速度を規定しないもの
備考 モバイル回線を利用する方式のものについては、第44条(料金の支払義務)第２項第２号の票の１欄中「１時間」とあるのは「24時間」と読み替えて適用します。	

ク　第15条（品目等の変更）の規定にかかわらず、方式の変更を伴う品目の変更は行えません。

(3) 細目に係る料金の適用

当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信または保守等の態様による細目を定めます。

ア　削除

イ　削除

ウ　イーサネット方式のものに係る加入契約回線等には、次の終端場所による細目があります。

区別	内容
クラス１－１	加入契約回線または当社契約者回線を利用するものであって、クラス１－２以外のもの
クラス１－２	加入契約回線または当社契約者回線を利用するものであって、加入契約回線等の終端が、イーサネットＶＰＮワイド アドバンス取扱局または当社が別に定める場所であるもの
クラス２－１	利用契約回線を利用するものであって、クラス２－２以外のもの
クラス２－２	利用契約回線を利用するものであって、利用契約回線と相互に接続するＫＤＤＩ株式会社の電気通信サービスに係る電気通信回線の終端（アクセスポイントとなるものを除きます。）が、イーサネットＶＰＮワイド アドバンス取扱局または当社が別に定める場所であるもの
備考 クラス２については、第44条(料金の支払義務)第２項第２号の票の１欄中「１時間」とあるのは「12時間」と読み替えて適用します。	

エ　総合オープン通信網サービスを利用する方式のものに係る利用契約回線には、その利用契約回線と相互に接続するＫＤＤＩ株式会社の電気通信サービスに係る電気通信回線のタイプによる細目があります。

区　別	内　　容
クラス１	利用契約回線と相互に接続するＫＤＤＩ株式会社の電気通信サービスに係る電気通信回線が、第５種総合オープン通信網サービスのタイプⅡ、タイプⅤまたはタイプⅦに係るものであるもの
クラス２	利用契約回線と相互に接続するＫＤＤＩ株式会社の電気通信サービスに係る電気通信回線が、第５種総合オープン通信網サービスのタイプⅣに係るものであるもの

オ　ＩＰアクセスサービスを利用する方式のものに係る利用契約回線には、その利用契約回線と相互に接続するＩＰアクセス回線に係るタイプ及びクラスによる細目があります。

区　別	内　　容
クラス１	利用契約回線と相互に接続するＩＰアクセス回線が、クラス１に係るものであるもの
クラス２	利用契約回線と相互に接続するＩＰアクセス回線が、クラス２に係るものであるもの

<table>
<tr>
<td>(4)タイプに係る料金の適用</td>
<td>当社は、加入契約回線等の料金額を適用するにあたって、次表のとおりタイプを定めます。
ア　イーサネット方式のもの
<table>
<tr><th>区　別</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>タイプ１</td><td>トラフィックフリー機能を利用しないもの</td></tr>
<tr><td>タイプ２</td><td>トラフィックフリー機能を利用するもの</td></tr>
<tr><td>タイプ３</td><td>プラットフォーム回線となるもの</td></tr>
</table>
備考
１　当社は、その品目が0.5Mb/s から90Mb/s である加入契約回線等（1Mb/s（バーストタイプ）及び10Mb/s（バーストタイプ）に係るものを除きます。）に限り、タイプ２の提供を行います。
２　その品目が0.5Mb/s から9Mb/s であるタイプ２の加入契約回線等は、ＴＦ指定登録（トラフィックフリー機能の利用を可能にするため、当社のワイドエリアバーチャルスイッチサービス取扱局に設置した電気通信設備に行う登録をいいます。以下同じとします。）の有無に応じてトラフィックフリー機能により10Mb/s までの符号伝送を可能とします。
３　その品目が10Mb/s から90Mb/s であるタイプ２の加入契約回線等は、ＴＦ指定登録の有無に応じてトラフィックフリー機能により、100Mb/s までの符号伝送を可能とします。
４　当社は、クラス１－２またはクラス２－２に係る加入契約回線等（1Mb/s（バーストタイプ）及び10Mb/s（バーストタイプ）に係るものを除きます。）に限り、タイプ３の提供を行います。
５　当社が別に定める条件に適合しない利用または設定が行われた場合、契約者に利用または設定の変更措置を依頼させていただく場合があります。当社からの変更依頼に対して変更措置を実施いただけない場合､イーサネットＶＰＮワイド アドバンスの利用停止措置を行う場合があります。
６　当社の業務の遂行上支障があるときは、タイプ２に係る加入契約回線等の提供を行わないことがあります。
７　インターネットプロトコルバージョン６により行われる通信については、プラットフォーム回線からその加入契約回線等への通信に限り、トラフィックフリー機能の提供を行うものとします。
イ　総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの
<table>
<tr><th>区別</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>タイプ１</td><td>タイプ２以外のもの</td></tr>
<tr><td>タイプ２</td><td>料金表第１表（イーサネットＶＰＮワイドアドバンス契約等の料金）４（付加機能利用料）に定めるモバイルバックアップ機能の提供を受けることができるもの</td></tr>
</table>
ウ　第15条（品目等の変更）の規定にかかわらず、タイプ（総合オープン通信網サービスを利用する方式のものに係るものに限ります。）の変更は行えません。</td>
</tr>
<tr>
<td>(5) プランに係る料金の適用</td>
<td>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおりプランを定めます。
<table>
<tr><th>区　別</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>プラン１</td><td>１の契約者回線群に所属する加入契約回線等の終端が全て同一の都道府県内にあるもの</td></tr>
<tr><td>プラン２</td><td>１の契約者回線群に所属する加入契約回線等の終端が全て同一の別記１に定める地域内にあるものであって、プラン１以外のもの</td></tr>
</table></td>
</tr>
</table>

プラン３	ア　１の契約者回線群に所属する加入契約回線等の終端について、設置場所の制限を設けないもの イ　４（付加機能利用料）に規定するエクストラネット機能の提供を受ける契約者回線群に所属するもの

(6) エリアに係る料金の適用

当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおりエリアを定めます。

区　別	内　　容
エリア１	加入契約回線等の終端が、別記１に定める関東地域であるもの
エリア２	加入契約回線等の終端が、別記１に定める中部地域または関西地域であるもの
エリア３	エリア１またはエリア２以外のもの

(7) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用

ア　イーサネットＶＰＮワイド アドバンスには、下表の最低利用期間があります。

品　　目	最低利用期間
イーサネット方式のもの、及び総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの、ＩＰアクセスサービスを利用する方式のもの	１年
インターネットを利用する方式のもの	１月
モバイル回線を利用する方式のもの	－

イ　契約者は、最低利用期間内にイーサネットＶＰＮワイド アドバンス契約の解除があった場合は、第44条（料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する回線使用料に相当する額を一括して支払っていただきます。

ウ　契約者は、最低利用期間内にイーサネットＶＰＮワイド アドバンスの品目等の変更または加入契約回線等の移転があった場合は、変更前の料金の額から変更後の料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

エ　ウの場合に、品目等の変更と同時にその加入契約回線等の設置場所において、加入契約回線等の新設またはイーサネットＶＰＮワイド アドバンス契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の加入契約回線等の金額を合算して行います。

(8) 長期継続利用に係る料金の適用

ア　当社は契約者から、イーサネットＶＰＮワイド アドバンス契約について、次表に定める期間の継続利用（以下この欄において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間における料金については、２（回線使用料）の額（この表の(7)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）から同表に規定する額を減額して適用します（ただし加入契約回線等が総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの及びＩＰアクセスサービスを利用する方式のものは除きます）。

この場合、長期継続利用には同表の２種類があり、あらかじめいずれか１つを選択していただきます。

種　類	継続して利用する期間	料金の減額（月額）
(ｱ) ３年利用	３年間	2(プラン１に係るものに限ります)の額に0.07を乗じて得た額
(ｲ) ６年利用	６年間	2(プラン１に係るものに限ります)の額に0.11を乗じて得た額

イ　長期継続利用に係る料金については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日から適用します。

ウ　長期継続利用に係る料金の適用の対象となる期間（以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。）には、イーサネットＶＰＮワイド アドバンスの利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。

エ　当社は、長期継続利用に係るイーサネットＶＰＮワイド アドバンスについて、そのイーサネットＶＰＮワイド アドバンス契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止します。

オ　長期継続利用に係る契約者は、長期継続利用期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間の満了日の10日前までに、新たに長期継続利用の種類を選択して、当社に申し出ていただきます。

カ　長期継続利用期間の中途における長期継続利用の種類の変更については、変更後の種類の長期継続利用期間が変更前の種類の長期継続利用期間よりも長くなる場合に限り行うことができます。

キ　前項の規定により長期継続利用の種類を変更したときは、変更後の種類の長期継続利用の料金については、その種類の変更を当社が承諾した日から適用します。この場合、変更後の種類の長期継続利用期間の満了日については、変更前の種類の長期継続利用の適用を開始した日から起算して算出します。

ク　長期継続利用に係る契約者は、長期継続利用期間の満了前にイーサネットＶＰＮワイド アドバンスの品目等の変更、または加入契約回線等の移転によりそのイーサネット契約に係る料金が減少した場合、または長期継続利用の廃止があった場合には、それぞれ次に掲げる額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

　ただし、次に掲げる支払いを要する額と既支払額との総額が通常契約の総支払額を下回る場合は、通常契約の総支払額と長期継続利用契約による既支払額との差額を、支払いを要する額とします。

区　分	支払いを要する額
(ｱ) 品目等の変更により料金が減少した場合	残余の期間に対応する長期継続利用適用後の料金の差額（減少前の長期継続利用適用後の料金から減少後の長期継続利用適用後の料金を控除して得た額をいいます。）に0.35を乗じて得た額
(ｲ) 長期継続利用の廃止があった場合	残余の期間に対応する廃止前の長期継続利用適用後の料金に0.35を乗じて得た額

<table>
<tr>
<td>(9) サービス品質（遅延時間）に係る料金の適用</td>
<td>ア　当社は、当社が別に定める区間において当社が別に定める方法により測定した遅延時間（その１のイーサネットＶＰＮワイド アドバンス取扱局の一端から送信されたＩＰパケットのそのイーサネットＶＰＮワイド アドバンス取扱局の往復に要する時間をいいます。）の暦月単位での平均時間が35ミリ秒を超えた場合は、その暦月におけるイーサネットＶＰＮワイド アドバンスの回線使用料から他社接続回線基本料と他社接続回線通信料を除いた額（以下「返還基準額」といいます。なお、当該回線使用料、回線基本料及び回線通信料は、この表の(1)欄から(8)欄までの適用または料金表通則の４の規定（第44条（料金の支払義務）第２項第２号の規定に係るものを除きます。）による場合は、適用した後の額とします。）に１／30を乗じて得た額（以下「遅延時間返還料金額」といいます。）をその契約者に返還します。
　ただし、第37条（利用中止）第１項の規定に該当する場合に当社がイーサネットＶＰＮワイド アドバンスの利用の中止をあらかじめその契約者に通知したとき、または第39条（接続休止）の規定により接続休止としたときは、この限りでありません。
イ　この欄の規定による料金の返還とこの表の(10)欄もしくは(11)欄の規定よる料金の返還または第44条（料金の支払義務）第２項第２号の規定もしくは同条第３項第２号の表の規定による取扱いを１の暦月に同時に行う場合の遅延時間返還料金額の取扱いについては、(11)欄の規定に定めるところによります。</td>
</tr>
<tr>
<td>(10) 網稼働率に係る料金の適用</td>
<td>ア　当社は、当社が別に定める提供区間の全ての提供区間において、当社が別に定める方法により測定したワイドエリアバーチャルスイッチ網（加入契約回線等が総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの及びＩＰアクセスサービスを利用する方式のものを除きます。）の稼働率（契約者の責めによらない理由により、そのイーサネットＶＰＮワイド アドバンスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合の時間（そのことを当社が知った時刻から起算して、その状態が連続した時間をいいます。）を１の暦月ごとに合算した時間を、その暦月における利用日数に24を乗じて得た時間から減じて得た時間を、その暦月における利用日数に24を乗じて得た時間で除した割合をいいます。以下この欄において同じとします。）について、その稼働率が99.99％を下回った場合は、返還基準額に次表に定める料金返還率を乗じて得た額（以下「稼働率返還料金額」といいます。）をその契約者に返還します。
　ただし、第37条（利用中止）第１項の規定に該当する場合に当社がイーサネットＶＰＮワイド アドバンスの利用の中止をあらかじめその契約者に通知したとき、または第39条（接続休止）の規定により接続休止としたときは、この限りでありません。
<table>
<tr><th>稼働率</th><th>料金返還率</th></tr>
<tr><td>99.80％以上99.99％未満</td><td>１／90</td></tr>
<tr><td>98.00％以上99.80％未満</td><td>１／30</td></tr>
<tr><td>95.00％以上98.00％未満</td><td>１／10</td></tr>
<tr><td>90.00％以上95.00％未満</td><td>１／５</td></tr>
<tr><td>90.00％未満</td><td>１／１</td></tr>
</table>
イ　この欄の規定による料金の返還とこの表の(9)欄の規定もしくは(11)欄の規定による料金の返還、または第44条（料金の支払義務）第２項第２号の規定もしくは同条第３項第２号の表の規定による取扱いを１の暦月に同時に行う場合の稼働率返還料金額の取扱いについては、(11)欄の規定に定めるところによります。</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>(11) サービス品質（故障回復時間）に係る料金の適用</td>
<td>
ア　当社は、当社が別に定める提供区間において、契約者の責めによらない理由により、その加入契約回線等（総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの及びＩＰアクセスサービスを利用する方式のものを除きます。）を全く利用できない状態（そのイーサネットＶＰＮワイド アドバンス契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下同じとします。）が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻（第55条（契約者の切分責任）の規定によりその契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。以下この欄において同じとします。）とします。）から起算して１時間以上その状態が連続したときは、返還基準額に次表に定める料金返還率を乗じて得た額（以下「故障回復時間返還料金額」といいます。）をその契約者に返還します。
　ただし、第37条（利用中止）第１項の規定に該当する場合に当社がイーサネットＶＰＮワイド アドバンスの利用の中止をあらかじめその契約者に通知したとき、または第39条（接続休止）の規定により接続休止としたときは、この限りでありません。
<table>
<tr><th>上記の状態が連続した時間</th><th>料金返還率</th></tr>
<tr><td>１時間以上２時間未満</td><td>10%</td></tr>
<tr><td>２時間以上４時間未満</td><td>20%</td></tr>
<tr><td>４時間以上６時間未満</td><td>30%</td></tr>
<tr><td>６時間以上８時間未満</td><td>40%</td></tr>
<tr><td>８時間以上48時間未満</td><td>50%</td></tr>
<tr><td>48時間以上</td><td>100%</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考
その加入契約回線等がイーサネット方式（クラス２のものに限ります。）である場合は、上記の状態が連続した時間が２時間以上であっても、料金返還率は10%とします。</td></tr>
</table>
イ　アの場合において、そのイーサネットＶＰＮワイド アドバンスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が複数回発生した場合、それぞれの故障回復時間返還料金額の合計額を返還します。
ウ　アの規定により故障回復時間返還料金額を返還する場合は、第44条（料金の支払義務）第２項第２号の表の規定は適用しません。
　ただし、その加入契約回線等がイーサネット方式（クラス２のものに限ります）のものであって、第44条（料金の支払義務）第２項第２号の表の規定により支払いを要しないとされる料金がアの規定により返還する料金を超える場合、第44条（料金の支払義務）第２項第２号の表を適用し、この欄の規定は適用しません。
エ　この欄の規定及びこの表の(9)欄の規定もしくは（10)欄の規定による料金の返還または第44条（料金の支払義務）第２項第２号の規定もしくは同条第３項第２号の表の規定による取扱いを１の暦月に同時に複数回行う場合は、当社は、遅延時間返還料金額、網稼働率返還料金額、故障回復時間返還料金額及び第44条（料金の支払義務）第２項第２号の規定または同条第３項第２号の規定により支払いを要しない料金の合計額を返還します。
ただし、その合計額がその契約者に係る１の暦月におけるイーサネットＶＰＮワイド アドバンスの返還基準額を超える場合は、当社は、その返還基準額を返還します。
</td>
</tr>
</table>

(12) 当社契約者回線の終端が区域外にある場合の加算額の適用	ア　当社契約者回線の終端が、イーサネットＶＰＮワイド アドバンスの加入区域外にある場合の加算額は、その当社契約者回線が収容されているイーサネットＶＰＮワイド アドバンス取扱局の加入区域を超える地点から引込柱（当社契約者回線の終端に最も近い距離にある電柱（ケーブル引込みの場合は配線盤）をいいます。以下同じとします。）までの線路（以下「区域外線路」といいます。）について適用します。 　ただし、その当社契約者回線が異経路（(13)の「異経路の線路」の部分に限ります。）によるものであるときは、区域外線路に係わる加算額の支払いを要しません。 イ　加入区域の設定・変更、当社契約者回線等の移転等により区域外線路の変更があったときは、加算額を再算定します。 ウ　その当社契約回線が(13)欄の適用を受けているときは、異経路による当社契約回線に係る加算額が適用される区間について、区域外線路に関する加算額の支払を要しません。
(13) 異経路による当社契約者回線の加算額の適用	ア　当社契約者回線の終端が直接収容されているイーサネットＶＰＮワイド アドバンス取扱局の収容区域を超える地点から引込柱までの線路（以下「異経路の線路」といいます。）について、異経路の線路の加算額を適用します。
(14) 特別電気通信設備の加算額の適用	当社契約者回線において、当社が特別な電気通信設備を提供した場合に、特別電気通信設備の加算額を適用します。
(15) 回線接続装置等の加算額の適用	当社が回線接続装置等を提供した場合に、回線接続装置等の加算額を適用します。
(16) 配線設備の加算額の適用	当社が配線設備を提供した場合に、次の配線ごとに配線設備に係る加算額を適用します。 ア　加入契約回線等の終端から１のジャックまたはローゼット（ジャックまたはローゼットが設置されていない場合は、自営端末設備、回線接続装置または回線終端装置（イーサネット方式のものに係るものに限ります。）とします。以下この欄において同じとします。）までの配線 イ　１のジャックまたはローゼットから他のジャックまたはローゼットまでの間の配線
(17) 復旧等に伴い当社契約者回線の線路を変更した場合の料金の適用	故障または滅失した当社契約者回線の修理または復旧をする場合に一時的にその経路を変更した場合の回線使用料（区域外線路に関する加算額を含みます。）は、その当社契約者回線を変更前の経路において修理または復旧したものとみなして適用します。
(18) 付加機能に係る料金の適用	当社が提供する付加機能を利用した場合、第１表（料金）の４（付加機能利用料）に定める額を適用します。
(19) リモートアクセス着信機能１に係る料金の適用	回線群代表者は、ＫＤＤＩのリモートアクセスサービス契約約款（以下「リモートアクセスサービス契約約款」といいます。）に定める利用契約回線（タイプⅡ（エコノミークラスＶ）、タイプⅦ、若しくはタイプⅧ又は平成２８年１２月２８日付附則に定める旧ＣＰＡ（旧タイプＡ（旧エコノミークラス（旧コースⅡのものに限ります。）のものに限ります。以下「旧タイプＡ・コースⅡ」といいます。）又は旧タイプＤ（旧エコノミークラスＶのものに限ります。以下「旧タイプＤ・エコノミークラスＶ」といいます。）のものに限ります。）と接続して、４－２（契約者回線群に係るもの）(3)（リモートアクセス着信機能１）を利用する場合は、第44条（料金の支払義務）及び(19)欄の規定に関わらず、その付加機能利用料の支払いを要しません。

<table>
<tr><td>(20)バックアップ機能１に係る料金の適用</td><td>回線群代表者は、４－２（契約者回線群に係るもの）(7)（バックアップ機能１）に規定する予備の電気通信回線に係る品目が１００Ｍｂ／ｓベストエフォートのものであるとき又はバックアップ機能１の適用を受けるリモートアクセス着信サービス１に係る電気通信回線がリモートアクセスサービス契約約款に定める利用契約回線（タイプⅦのものに限ります。）と接続するものであるときは、第44条（料金の支払義務）及び(19)欄の規定に関わらず、その予備の電気通信回線に係る付加機能利用料の支払いを要しません。</td></tr>
<tr><td>(21)最低利用期間内に付加機能の廃止があった場合の料金の適用</td><td>ア　付加機能には、下表の最低利用期間があります。
<table><tr><th>品　目</th><th>最低利用期間</th></tr><tr><td>リモートアクセス着信機能１（リモートアクセスサービス契約約款に定める利用契約回線（タイプⅧのものに限ります。）と接続するものを除きます。）</td><td>１年</td></tr></table>イ　契約者は、最低利用期間内に付加機能の廃止があった場合は、第44条（料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する付加機能利用料に相当する額に消費税相当額を加算した額を一括して支払っていただきます。</td></tr>
</table>

２　回線使用料

２－１　イーサネットＶＰＮワイドアドバンスＬ２に係るもの

２－１－１　削除

２－１－２　削除

２－１－３　イーサネット方式のもの

（１）クラス１－１のもの

ア　タイプ１のもの

①　プラン１のもの

加入契約回線等１回線ごとに月額

区　分	料　金　額		
	エリア１のもの	エリア２のもの	エリア３のもの
0.5Mb/sのもの	44,000円 （税抜）	66,000円 （税抜）	67,000円 （税抜）
1Mb/sのもの	51,000円 （税抜）	76,000円 （税抜）	89,000円 （税抜）
2Mb/sのもの	70,000円 （税抜）	113,000円 （税抜）	133,000円 （税抜）
3Mb/sのもの	85,000円 （税抜）	138,000円 （税抜）	168,000円 （税抜）
4Mb/sのもの	102,000円 （税抜）	160,000円 （税抜）	203,000円 （税抜）
5Mb/sのもの	119,000円 （税抜）	181,000円 （税抜）	236,000円 （税抜）
6Mb/sのもの	185,000円（税抜）		244,000円 （税抜）
7Mb/sのもの	189,000円（税抜）		265,000円 （税抜）
8Mb/sのもの	193,000円（税抜）		285,000円 （税抜）
9Mb/sのもの	197,000円（税抜）		306,000円 （税抜）
10Mb/sのもの	200,000円（税抜）		327,000円 （税抜）
20Mb/sのもの	220,000円（税抜）		392,000円 （税抜）
30Mb/sのもの	240,000円（税抜）		457,000円 （税抜）
40Mb/sのもの	259,000円（税抜）		521,000円 （税抜）
50Mb/sのもの	279,000円（税抜）		586,000円 （税抜）
60Mb/sのもの	299,000円（税抜）		651,000円 （税抜）
70Mb/sのもの	319,000円（税抜）		716,000円 （税抜）
80Mb/sのもの	338,000円（税抜）		780,000円 （税抜）
90Mb/sのもの	358,000円（税抜）		845,000円

			(税抜)
100Mb/sのもの	378,000円(税抜)		910,000円 (税抜)
200Mb/sのもの	1,000,000円(税抜)		1,800,000円 (税抜)
300Mb/sのもの	1,063,000円(税抜)		2,475,000円 (税抜)
400Mb/sのもの	1,126,000円(税抜)		3,150,000円 (税抜)
500Mb/sのもの	1,189,000円(税抜)		3,825,000円 (税抜)
600Mb/sのもの	1,252,000円(税抜)		4,500,000円 (税抜)
700Mb/sのもの	1,315,000円(税抜)		5,175,000円 (税抜)
800Mb/sのもの	1,378,000円(税抜)		5,850,000円 (税抜)
900Mb/sのもの	1,441,000円(税抜)		6,525,000円 (税抜)
1Gb/sのもの	1,500,000円(税抜)		7,200,000円 (税抜)
2Gb/sのもの	3,975,000円(税抜)		―
3Gb/sのもの	4,214,000円(税抜)		―
4Gb/sのもの	4,467,000円(税抜)		―
5Gb/sのもの	4,735,000円(税抜)		―
6Gb/sのもの	4,972,000円(税抜)		―
7Gb/sのもの	5,221,000円(税抜)		―
8Gb/sのもの	5,482,000円(税抜)		―
9Gb/sのもの	5,756,000円(税抜)		―
10Gb/sのもの	5,986,000円(税抜)		―
1Mb/s（バーストタイプ）のもの	51,000円 (税抜)	76,000円 (税抜)	89,000円 (税抜)
10Mb/s（バーストタイプ）のもの	210,000円(税抜)		360,000円 (税抜)

② プラン２のもの

加入契約回線等１回線ごとに月額

区　分	料　金　額	
	エリア１またはエリア２のもの	エリア３のもの
0.5Mb/sのもの	66,000円(税抜)	67,000円(税抜)
1Mb/sのもの	76,000円(税抜)	89,000円(税抜)
2Mb/sのもの	113,000円(税抜)	133,000円(税抜)
3Mb/sのもの	138,000円(税抜)	168,000円(税抜)
4Mb/sのもの	160,000円(税抜)	203,000円(税抜)
5Mb/sのもの	181,000円(税抜)	236,000円(税抜)
6Mb/sのもの	197,000円(税抜)	244,000円(税抜)
7Mb/sのもの	214,000円(税抜)	265,000円(税抜)
8Mb/sのもの	230,000円(税抜)	285,000円(税抜)
9Mb/sのもの	247,000円(税抜)	306,000円(税抜)
10Mb/sのもの	263,000円(税抜)	327,000円(税抜)

20Mb/sのもの	289,000円(税抜)	392,000円(税抜)
30Mb/sのもの	315,000円(税抜)	457,000円(税抜)
40Mb/sのもの	341,000円(税抜)	521,000円(税抜)
50Mb/sのもの	367,000円(税抜)	586,000円(税抜)
60Mb/sのもの	394,000円(税抜)	651,000円(税抜)
70Mb/sのもの	420,000円(税抜)	716,000円(税抜)
80Mb/sのもの	446,000円(税抜)	780,000円(税抜)
90Mb/sのもの	472,000円(税抜)	845,000円(税抜)
100Mb/sのもの	498,000円(税抜)	910,000円(税抜)
200Mb/sのもの	1,420,000円(税抜)	1,800,000円(税抜)
300Mb/sのもの	1,680,000円(税抜)	2,475,000円(税抜)
400Mb/sのもの	1,940,000円(税抜)	3,150,000円(税抜)
500Mb/sのもの	2,200,000円(税抜)	3,825,000円(税抜)
600Mb/sのもの	2,460,000円(税抜)	4,500,000円(税抜)
700Mb/sのもの	2,720,000円(税抜)	5,175,000円(税抜)
800Mb/sのもの	2,980,000円(税抜)	5,850,000円(税抜)
900Mb/sのもの	3,240,000円(税抜)	6,525,000円(税抜)
1Gb/sのもの	3,500,000円(税抜)	7,200,000円(税抜)
2Gb/sのもの	9,975,000円 (税抜)	―
3Gb/sのもの	11,771,000円 (税抜)	―
4Gb/sのもの	13,537,000円 (税抜)	―
5Gb/sのもの	15,297,000円 (税抜)	―
6Gb/sのもの	17,133,000円 (税抜)	―
7Gb/sのもの	19,018,000円 (税抜)	―
8Gb/sのもの	20,920,000円 (税抜)	―
9Gb/sのもの	22,803,000円 (税抜)	―
10Gb/sのもの	24,627,000円 (税抜)	―
1Mb/s（バーストタイプ）のもの	76,000円(税抜)	89,000円(税抜)
10Mb/s（バーストタイプ）のもの	276,000円(税抜)	360,000円(税抜)

③　プラン３のもの

加入契約回線等１回線ごとに月額

区　分	料　金　額
0.5Mb/sのもの	67,000円(税抜)
1Mb/sのもの	89,000円(税抜)
2Mb/sのもの	133,000円(税抜)
3Mb/sのもの	168,000円(税抜)
4Mb/sのもの	203,000円(税抜)
5Mb/sのもの	236,000円(税抜)

6Mb/sのもの	244,000円(税抜)
7Mb/sのもの	265,000円(税抜)
8Mb/sのもの	285,000円(税抜)
9Mb/sのもの	306,000円(税抜)
10Mb/sのもの	327,000円(税抜)
20Mb/sのもの	392,000円(税抜)
30Mb/sのもの	457,000円(税抜)
40Mb/sのもの	521,000円(税抜)
50Mb/sのもの	586,000円(税抜)
60Mb/sのもの	651,000円(税抜)
70Mb/sのもの	716,000円(税抜)
80Mb/sのもの	780,000円(税抜)
90Mb/sのもの	845,000円(税抜)
100Mb/sのもの	910,000円(税抜)
200Mb/sのもの	1,800,000円(税抜)
300Mb/sのもの	2,475,000円(税抜)
400Mb/sのもの	3,150,000円(税抜)
500Mb/sのもの	3,825,000円(税抜)
600Mb/sのもの	4,500,000円(税抜)
700Mb/sのもの	5,175,000円(税抜)
800Mb/sのもの	5,850,000円(税抜)
900Mb/sのもの	6,525,000円(税抜)
1Gb/sのもの	7,200,000円(税抜)
2Gb/sのもの	14,256,000円(税抜)
3Gb/sのもの	19,673,000円(税抜)
4Gb/sのもの	24,985,000円(税抜)
5Gb/sのもの	30,232,000円(税抜)
6Gb/sのもの	35,674,000円(税抜)
7Gb/sのもの	41,025,000円(税抜)
8Gb/sのもの	46,358,000円(税抜)
9Gb/sのもの	51,921,000円(税抜)
10Gb/sのもの	57,113,000円(税抜)
1Mb/s(バーストタイプ)のもの	89,000円(税抜)
10Mb/s（バーストタイプ）のもの	360,000円(税抜)

イ　タイプ２のもの

①　プラン１のもの

加入契約回線等１回線ごとに月額

区　分	料　金　額		
	エリア１のもの	エリア２のもの	エリア３のもの
0.5Mb/sのもの	44,000円 (税抜)	66,000円 (税抜)	67,000円 (税抜)
1Mb/sのもの	51,000円 (税抜)	76,000円 (税抜)	89,000円 (税抜)
2Mb/sのもの	70,000円 (税抜)	113,000円 (税抜)	133,000円 (税抜)
3Mb/sのもの	85,000円 (税抜)	138,000円 (税抜)	168,000円 (税抜)

4Mb/sのもの	102,000円 (税抜)	160,000円 (税抜)	203,000円 (税抜)
5Mb/sのもの	119,000円 (税抜)	181,000円 (税抜)	236,000円 (税抜)
6Mb/sのもの	185,000円(税抜)		244,000円 (税抜)
7Mb/sのもの	189,000円(税抜)		265,000円 (税抜)
8Mb/sのもの	193,000円(税抜)		285,000円 (税抜)
9Mb/sのもの	197,000円(税抜)		306,000円 (税抜)
10Mb/sのもの	210,000円(税抜)		360,000円 (税抜)
20Mb/sのもの	220,000円(税抜)		392,000円 (税抜)
30Mb/sのもの	240,000円(税抜)		457,000円 (税抜)
40Mb/sのもの	259,000円(税抜)		521,000円 (税抜)
50Mb/sのもの	279,000円(税抜)		586,000円 (税抜)
60Mb/sのもの	299,000円(税抜)		651,000円 (税抜)
70Mb/sのもの	319,000円(税抜)		716,000円 (税抜)
80Mb/sのもの	338,000円(税抜)		780,000円 (税抜)
90Mb/sのもの	358,000円(税抜)		845,000円 (税抜)

②　プラン２のもの

加入契約回線等１回線ごとに月額

区　分	料　金　額	
	エリア１またはエリア２のもの	エリア３のもの
0.5Mb/sのもの	66,000円(税抜)	67,000円(税抜)
1Mb/sのもの	76,000円(税抜)	89,000円(税抜)
2Mb/sのもの	113,000円(税抜)	133,000円(税抜)
3Mb/sのもの	138,000円(税抜)	168,000円(税抜)
4Mb/sのもの	160,000円(税抜)	203,000円(税抜)
5Mb/sのもの	181,000円(税抜)	236,000円(税抜)
6Mb/sのもの	197,000円(税抜)	244,000円(税抜)
7Mb/sのもの	214,000円(税抜)	265,000円(税抜)
8Mb/sのもの	230,000円(税抜)	285,000円(税抜)
9Mb/sのもの	247,000円(税抜)	306,000円(税抜)
10Mb/sのもの	276,000円(税抜)	360,000円(税抜)
20Mb/sのもの	289,000円(税抜)	392,000円(税抜)
30Mb/sのもの	315,000円(税抜)	457,000円(税抜)
40Mb/sのもの	341,000円(税抜)	521,000円(税抜)
50Mb/sのもの	367,000円(税抜)	586,000円(税抜)

60Mb/sのもの	394,000円(税抜)	651,000円(税抜)
70Mb/sのもの	420,000円(税抜)	716,000円(税抜)
80Mb/sのもの	446,000円(税抜)	780,000円(税抜)
90Mb/sのもの	472,000円(税抜)	845,000円(税抜)

③　プラン３のもの

加入契約回線等１回線ごとに月額

区　分	料　金　額
0.5Mb/sのもの	67,000円(税抜)
1Mb/sのもの	89,000円(税抜)
2Mb/sのもの	133,000円(税抜)
3Mb/sのもの	168,000円(税抜)
4Mb/sのもの	203,000円(税抜)
5Mb/sのもの	236,000円(税抜)
6Mb/sのもの	244,000円(税抜)
7Mb/sのもの	265,000円(税抜)
8Mb/sのもの	285,000円(税抜)
9Mb/sのもの	306,000円(税抜)
10Mb/sのもの	360,000円(税抜)
20Mb/sのもの	392,000円(税抜)
30Mb/sのもの	457,000円(税抜)
40Mb/sのもの	521,000円(税抜)
50Mb/sのもの	586,000円(税抜)
60Mb/sのもの	651,000円(税抜)
70Mb/sのもの	716,000円(税抜)
80Mb/sのもの	780,000円(税抜)
90Mb/sのもの	845,000円(税抜)

（２）クラス１－２のもの

ア　タイプ１のもの

①　プラン１のもの

加入契約回線等１回線ごとに月額

区　分	料　金　額		
	エリア１のもの	エリア２のもの	エリア３のもの
0.5Mb/sのもの	44,000円(税抜)		48,000円(税抜)
1Mb/sのもの	46,000円(税抜)		50,000円(税抜)
2Mb/sのもの	50,000円(税抜)		62,000円(税抜)
3Mb/sのもの	58,000円(税抜)		76,000円(税抜)
4Mb/sのもの	66,000円(税抜)		95,000円(税抜)
5Mb/sのもの	74,000円(税抜)		114,000円(税抜)
6Mb/sのもの	80,000円(税抜)		170,000円(税抜)
7Mb/sのもの	85,000円(税抜)		184,000円

		(税抜)
8Mb/sのもの	90,000円(税抜)	198,000円 (税抜)
9Mb/sのもの	95,000円(税抜)	212,000円 (税抜)
10Mb/sのもの	100,000円(税抜)	227,000円 (税抜)
20Mb/sのもの	106,000円(税抜)	277,000円 (税抜)
30Mb/sのもの	112,000円(税抜)	328,000円 (税抜)
40Mb/sのもの	117,000円(税抜)	378,000円 (税抜)
50Mb/sのもの	123,000円(税抜)	429,000円 (税抜)
60Mb/sのもの	128,000円(税抜)	480,000円 (税抜)
70Mb/sのもの	134,000円(税抜)	531,000円 (税抜)
80Mb/sのもの	139,000円(税抜)	581,000円 (税抜)
90Mb/sのもの	145,000円(税抜)	632,000円 (税抜)
100Mb/sのもの	150,000円(税抜)	682,000円 (税抜)
200Mb/sのもの	160,000円(税抜)	770,000円 (税抜)
300Mb/sのもの	250,000円(税抜)	1,200,000円 (税抜)
400Mb/sのもの	350,000円(税抜)	1,700,000円 (税抜)
500Mb/sのもの	440,000円(税抜)	2,200,000円 (税抜)
600Mb/sのもの	540,000円(税抜)	2,700,000円 (税抜)
700Mb/sのもの	630,000円(税抜)	3,200,000円 (税抜)
800Mb/sのもの	730,000円(税抜)	3,700,000円 (税抜)
900Mb/sのもの	830,000円(税抜)	4,200,000円 (税抜)
1Gb/sのもの	930,000円(税抜)	4,600,000円 (税抜)
2Gb/sのもの	995,000円(税抜)	―
3Gb/sのもの	1,552,000円(税抜)	―
4Gb/sのもの	2,173,000円(税抜)	―
5Gb/sのもの	2,738,000円(税抜)	―
6Gb/sのもの	3,368,000円(税抜)	―
7Gb/sのもの	3,941,000円(税抜)	―
8Gb/sのもの	4,572,000円(税抜)	―
9Gb/sのもの	5,212,000円(税抜)	―

10Gb/sのもの	5,837,000円(税抜)		―
1Mb/s（バーストタイプ）のもの	51,000円 (税抜)	76,000円 (税抜)	89,000円 (税抜)
10Mb/s（バーストタイプ）のもの	210,000円(税抜)		360,000円 (税抜)

② プラン２のもの

加入契約回線等１回線ごとに月額

区　分	料　金　額	
	エリア１またはエリア２のもの	エリア３のもの
0.5Mb/sのもの	46,000円(税抜)	48,000円(税抜)
1Mb/sのもの	48,000円(税抜)	50,000円(税抜)
2Mb/sのもの	56,000円(税抜)	62,000円(税抜)
3Mb/sのもの	67,000円(税抜)	76,000円(税抜)
4Mb/sのもの	80,000円(税抜)	95,000円(税抜)
5Mb/sのもの	94,000円(税抜)	114,000円(税抜)
6Mb/sのもの	125,000円(税抜)	170,000円(税抜)
7Mb/sのもの	134,000円(税抜)	184,000円(税抜)
8Mb/sのもの	144,000円(税抜)	198,000円(税抜)
9Mb/sのもの	154,000円(税抜)	212,000円(税抜)
10Mb/sのもの	163,000円(税抜)	227,000円(税抜)
20Mb/sのもの	175,000円(税抜)	277,000円(税抜)
30Mb/sのもの	187,000円(税抜)	328,000円(税抜)
40Mb/sのもの	200,000円(税抜)	378,000円(税抜)
50Mb/sのもの	212,000円(税抜)	429,000円(税抜)
60Mb/sのもの	224,000円(税抜)	480,000円(税抜)
70Mb/sのもの	236,000円(税抜)	531,000円(税抜)
80Mb/sのもの	247,000円(税抜)	581,000円(税抜)
90Mb/sのもの	258,000円(税抜)	632,000円(税抜)
100Mb/sのもの	270,000円(税抜)	682,000円(税抜)
200Mb/sのもの	320,000円(税抜)	770,000円(税抜)
300Mb/sのもの	510,000円(税抜)	1,200,000円(税抜)
400Mb/sのもの	720,000円(税抜)	1,700,000円(税抜)
500Mb/sのもの	910,000円(税抜)	2,200,000円(税抜)
600Mb/sのもの	1,100,000円(税抜)	2,700,000円(税抜)
700Mb/sのもの	1,300,000円(税抜)	3,200,000円(税抜)
800Mb/sのもの	1,500,000円(税抜)	3,700,000円(税抜)
900Mb/sのもの	1,700,000円(税抜)	4,200,000円(税抜)
1Gb/sのもの	1,900,000円(税抜)	4,600,000円(税抜)
2Gb/sのもの	2,261,000円(税抜)	―
3Gb/sのもの	3,595,000円(税抜)	―
4Gb/sのもの	5,069,000円(税抜)	―
5Gb/sのもの	6,387,000円(税抜)	―
6Gb/sのもの	7,728,000円(税抜)	―
7Gb/sのもの	9,119,000円(税抜)	―
8Gb/sのもの	10,487,000円 (税抜)	―
9Gb/sのもの	11,850,000円 (税抜)	―
10Gb/sのもの	13,272,000円	―

	(税抜)	
1Mb/s（バーストタイプ）のもの	76,000円(税抜)	89,000円(税抜)
10Mb/s（バーストタイプ）のもの	210,000円(税抜)	360,000円(税抜)

③　プラン３のもの

加入契約回線等１回線ごとに月額

区　分	料　金　額
0.5Mb/sのもの	48,000円(税抜)
1Mb/sのもの	50,000円(税抜)
2Mb/sのもの	62,000円(税抜)
3Mb/sのもの	76,000円(税抜)
4Mb/sのもの	95,000円(税抜)
5Mb/sのもの	114,000円(税抜)
6Mb/sのもの	170,000円(税抜)
7Mb/sのもの	184,000円(税抜)
8Mb/sのもの	198,000円(税抜)
9Mb/sのもの	212,000円(税抜)
10Mb/sのもの	227,000円(税抜)
20Mb/sのもの	277,000円(税抜)
30Mb/sのもの	328,000円(税抜)
40Mb/sのもの	378,000円(税抜)
50Mb/sのもの	429,000円(税抜)
60Mb/sのもの	480,000円(税抜)
70Mb/sのもの	531,000円(税抜)
80Mb/sのもの	581,000円(税抜)
90Mb/sのもの	632,000円(税抜)
100Mb/sのもの	682,000円(税抜)
200Mb/sのもの	770,000円(税抜)
300Mb/sのもの	1,200,000円(税抜)
400Mb/sのもの	1,700,000円(税抜)
500Mb/sのもの	2,200,000円(税抜)
600Mb/sのもの	2,700,000円(税抜)
700Mb/sのもの	3,200,000円(税抜)
800Mb/sのもの	3,700,000円(税抜)
900Mb/sのもの	4,200,000円(税抜)
1Gb/sのもの	4,600,000円(税抜)
2Gb/sのもの	5,198,000円(税抜)
3Gb/sのもの	8,109,000円(税抜)
4Gb/sのもの	11,515,000円(税抜)
5Gb/sのもの	14,854,000円(税抜)
6Gb/sのもの	18,270,000円(税抜)
7Gb/sのもの	21,741,000円(税抜)
8Gb/sのもの	25,220,000円(税抜)
9Gb/sのもの	28,751,000円(税抜)
10Gb/sのもの	31,626,000円(税抜)
1Mb/s（バーストタイプ）のもの	89,000円(税抜)
10Mb/s（バーストタイプ）の	360,000円(税抜)

もの	

イ　タイプ２のもの

①　プラン１のもの

加入契約回線等１回線ごとに月額

区　分	料　金　額	
	エリア１またはエリア２のもの	エリア３のもの
0.5Mb/sのもの	44,000円(税抜)	48,000円(税抜)
1Mb/sのもの	46,000円(税抜)	50,000円(税抜)
2Mb/sのもの	50,000円(税抜)	62,000円(税抜)
3Mb/sのもの	58,000円(税抜)	76,000円(税抜)
4Mb/sのもの	66,000円(税抜)	95,000円(税抜)
5Mb/sのもの	74,000円(税抜)	114,000円(税抜)
6Mb/sのもの	80,000円(税抜)	170,000円(税抜)
7Mb/sのもの	85,000円(税抜)	184,000円(税抜)
8Mb/sのもの	90,000円(税抜)	198,000円(税抜)
9Mb/sのもの	95,000円(税抜)	212,000円(税抜)
10Mb/sのもの	103,000円(税抜)	252,000円(税抜)
20Mb/sのもの	106,000円(税抜)	277,000円(税抜)
30Mb/sのもの	112,000円(税抜)	328,000円(税抜)
40Mb/sのもの	117,000円(税抜)	378,000円(税抜)
50Mb/sのもの	123,000円(税抜)	429,000円(税抜)
60Mb/sのもの	128,000円(税抜)	480,000円(税抜)
70Mb/sのもの	134,000円(税抜)	531,000円(税抜)
80Mb/sのもの	139,000円(税抜)	581,000円(税抜)
90Mb/sのもの	145,000円(税抜)	632,000円(税抜)

②　プラン２のもの

加入契約回線等１回線ごとに月額

区　分	料　金　額	
	エリア１またはエリア２のもの	エリア３のもの
0.5Mb/sのもの	46,000円(税抜)	48,000円(税抜)
1Mb/sのもの	48,000円(税抜)	50,000円(税抜)
2Mb/sのもの	56,000円(税抜)	62,000円(税抜)
3Mb/sのもの	67,000円(税抜)	76,000円(税抜)
4Mb/sのもの	80,000円(税抜)	95,000円(税抜)
5Mb/sのもの	94,000円(税抜)	114,000円(税抜)
6Mb/sのもの	125,000円(税抜)	170,000円(税抜)
7Mb/sのもの	134,000円(税抜)	184,000円(税抜)
8Mb/sのもの	144,000円(税抜)	198,000円(税抜)
9Mb/sのもの	154,000円(税抜)	212,000円(税抜)
10Mb/sのもの	169,000円(税抜)	252,000円(税抜)
20Mb/sのもの	175,000円(税抜)	277,000円(税抜)
30Mb/sのもの	187,000円(税抜)	328,000円(税抜)
40Mb/sのもの	200,000円(税抜)	378,000円(税抜)
50Mb/sのもの	212,000円(税抜)	429,000円(税抜)
60Mb/sのもの	224,000円(税抜)	480,000円(税抜)
70Mb/sのもの	236,000円(税抜)	531,000円(税抜)
80Mb/sのもの	247,000円(税抜)	581,000円(税抜)

90Mb/sのもの	258,000円(税抜)	632,000円(税抜)

③　プラン３のもの

加入契約回線等１回線ごとに月額

区　分	料　金　額
0.5Mb/sのもの	48,000円(税抜)
1Mb/sのもの	50,000円(税抜)
2Mb/sのもの	62,000円(税抜)
3Mb/sのもの	76,000円(税抜)
4Mb/sのもの	95,000円(税抜)
5Mb/sのもの	114,000円(税抜)
6Mb/sのもの	170,000円(税抜)
7Mb/sのもの	184,000円(税抜)
8Mb/sのもの	198,000円(税抜)
9Mb/sのもの	212,000円(税抜)
10Mb/sのもの	252,000円(税抜)
20Mb/sのもの	277,000円(税抜)
30Mb/sのもの	328,000円(税抜)
40Mb/sのもの	378,000円(税抜)
50Mb/sのもの	429,000円(税抜)
60Mb/sのもの	480,000円(税抜)
70Mb/sのもの	531,000円(税抜)
80Mb/sのもの	581,000円(税抜)
90Mb/sのもの	632,000円(税抜)

ウ　タイプ３のもの

①　プラン１のもの

加入契約回線等１回線ごとに月額

区　分	料　金　額	
	エリア１またはエリア２のもの	エリア３のもの
0.5Mb/sのもの	63,000円(税抜)	69,000円(税抜)
1Mb/sのもの	66,000円(税抜)	72,000円(税抜)
2Mb/sのもの	72,000円(税抜)	90,000円(税抜)
3Mb/sのもの	84,000円(税抜)	111,000円(税抜)
4Mb/sのもの	96,000円(税抜)	140,000円(税抜)
5Mb/sのもの	108,000円(税抜)	168,000円(税抜)
6Mb/sのもの	117,000円(税抜)	252,000円(税抜)
7Mb/sのもの	125,000円(税抜)	273,000円(税抜)
8Mb/sのもの	132,000円(税抜)	294,000円(税抜)
9Mb/sのもの	140,000円(税抜)	315,000円(税抜)
10Mb/sのもの	147,000円(税抜)	338,000円(税抜)
20Mb/sのもの	156,000円(税抜)	413,000円(税抜)
30Mb/sのもの	165,000円(税抜)	489,000円(税抜)
40Mb/sのもの	173,000円(税抜)	564,000円(税抜)
50Mb/sのもの	182,000円(税抜)	641,000円(税抜)
60Mb/sのもの	189,000円(税抜)	717,000円(税抜)
70Mb/sのもの	198,000円(税抜)	794,000円(税抜)
80Mb/sのもの	206,000円(税抜)	869,000円(税抜)
90Mb/sのもの	215,000円(税抜)	945,000円(税抜)

100Mb/sのもの	222,000円(税抜)	1,020,000円(税抜)
200Mb/sのもの	240,000円(税抜)	1,155,000円(税抜)
300Mb/sのもの	375,000円(税抜)	1,800,000円(税抜)
400Mb/sのもの	525,000円(税抜)	2,550,000円(税抜)
500Mb/sのもの	660,000円(税抜)	3,300,000円(税抜)
600Mb/sのもの	810,000円(税抜)	4,050,000円(税抜)
700Mb/sのもの	945,000円(税抜)	4,800,000円(税抜)
800Mb/sのもの	1,095,000円(税抜)	5,550,000円(税抜)
900Mb/sのもの	1,245,000円(税抜)	6,300,000円(税抜)
1Gb/sのもの	1,395,000円(税抜)	6,900,000円(税抜)
2Gb/sのもの	1,507,000円(税抜)	－
3Gb/sのもの	2,351,000円(税抜)	－
4Gb/sのもの	3,291,000円(税抜)	－
5Gb/sのもの	4,147,000円(税抜)	－
6Gb/sのもの	5,101,000円(税抜)	－
7Gb/sのもの	5,968,000円(税抜)	－
8Gb/sのもの	6,923,000円(税抜)	－
9Gb/sのもの	7,892,000円(税抜)	－
10Gb/sのもの	8,839,000円(税抜)	－

② プラン２のもの

加入契約回線等１回線ごとに月額

区　分	料　金　額	
	エリア１またはエリア２のもの	エリア３のもの
0.5Mb/sのもの	66,000円(税抜)	69,000円(税抜)
1Mb/sのもの	69,000円(税抜)	72,000円(税抜)
2Mb/sのもの	81,000円(税抜)	90,000円(税抜)
3Mb/sのもの	98,000円(税抜)	111,000円(税抜)
4Mb/sのもの	117,000円(税抜)	140,000円(税抜)
5Mb/sのもの	138,000円(税抜)	168,000円(税抜)
6Mb/sのもの	185,000円(税抜)	252,000円(税抜)
7Mb/sのもの	198,000円(税抜)	273,000円(税抜)
8Mb/sのもの	213,000円(税抜)	294,000円(税抜)
9Mb/sのもの	228,000円(税抜)	315,000円(税抜)
10Mb/sのもの	242,000円(税抜)	338,000円(税抜)
20Mb/sのもの	260,000円(税抜)	413,000円(税抜)
30Mb/sのもの	278,000円(税抜)	489,000円(税抜)
40Mb/sのもの	297,000円(税抜)	564,000円(税抜)
50Mb/sのもの	315,000円(税抜)	641,000円(税抜)
60Mb/sのもの	333,000円(税抜)	717,000円(税抜)
70Mb/sのもの	351,000円(税抜)	794,000円(税抜)
80Mb/sのもの	368,000円(税抜)	869,000円(税抜)
90Mb/sのもの	384,000円(税抜)	945,000円(税抜)
100Mb/sのもの	402,000円(税抜)	1,020,000円(税抜)
200Mb/sのもの	480,000円(税抜)	1,155,000円(税抜)
300Mb/sのもの	765,000円(税抜)	1,800,000円(税抜)
400Mb/sのもの	1,080,000円(税抜)	2,550,000円(税抜)
500Mb/sのもの	1,365,000円(税抜)	3,300,000円(税抜)
600Mb/sのもの	1,650,000円(税抜)	4,050,000円(税抜)

700Mb/sのもの	1,950,000円(税抜)	4,800,000円(税抜)
800Mb/sのもの	2,250,000円(税抜)	5,550,000円(税抜)
900Mb/sのもの	2,550,000円(税抜)	6,300,000円(税抜)
1Gb/sのもの	2,850,000円(税抜)	6,900,000円(税抜)
2Gb/sのもの	3,392,000円(税抜)	―
3Gb/sのもの	5,393,000円(税抜)	―
4Gb/sのもの	7,604,000円(税抜)	―
5Gb/sのもの	9,581,000円 (税抜)	―
6Gb/sのもの	11,593,000円 (税抜)	―
7Gb/sのもの	13,680,000円 (税抜)	―
8Gb/sのもの	15,732,000円 (税抜)	―
9Gb/sのもの	17,777,000円 (税抜)	―
10Gb/sのもの	19,910,000円 (税抜)	―

③　プラン３のもの

加入契約回線等１回線ごとに月額

区　分	料　金　額
0.5Mb/sのもの	69,000円(税抜)
1Mb/sのもの	72,000円(税抜)
2Mb/sのもの	90,000円(税抜)
3Mb/sのもの	111,000円(税抜)
4Mb/sのもの	140,000円(税抜)
5Mb/sのもの	168,000円(税抜)
6Mb/sのもの	252,000円(税抜)
7Mb/sのもの	273,000円(税抜)
8Mb/sのもの	294,000円(税抜)
9Mb/sのもの	315,000円(税抜)
10Mb/sのもの	338,000円(税抜)
20Mb/sのもの	413,000円(税抜)
30Mb/sのもの	489,000円(税抜)
40Mb/sのもの	564,000円(税抜)
50Mb/sのもの	641,000円(税抜)
60Mb/sのもの	717,000円(税抜)
70Mb/sのもの	794,000円(税抜)
80Mb/sのもの	869,000円(税抜)
90Mb/sのもの	945,000円(税抜)
100Mb/sのもの	1,020,000円(税抜)
200Mb/sのもの	1,155,000円(税抜)
300Mb/sのもの	1,800,000円(税抜)
400Mb/sのもの	2,550,000円(税抜)
500Mb/sのもの	3,300,000円(税抜)
600Mb/sのもの	4,050,000円(税抜)
700Mb/sのもの	4,800,000円(税抜)
800Mb/sのもの	5,550,000円(税抜)

900Mb/sのもの	6,300,000円(税抜)
1Gb/sのもの	6,900,000円(税抜)
2Gb/sのもの	7,797,000円(税抜)
3Gb/sのもの	12,163,000円(税抜)
4Gb/sのもの	17,271,000円(税抜)
5Gb/sのもの	22,280,000円(税抜)
6Gb/sのもの	27,404,000円(税抜)
7Gb/sのもの	32,611,000円(税抜)
8Gb/sのもの	37,829,000円(税抜)
9Gb/sのもの	43,125,000円(税抜)
10Gb/sのもの	47,438,000円(税抜)

（３）クラス２－１のもの

ア　タイプ１のもの

①　プラン１のもの

加入契約回線等１回線ごとに月額

区　分	料　金　額		
	エリア１のもの	エリア２のもの	エリア３のもの
0.5Mb/sのもの	44,000円 (税抜)	66,000円 (税抜)	67,000円 (税抜)
1Mb/sのもの	51,000円 (税抜)	76,000円 (税抜)	89,000円 (税抜)
2Mb/sのもの	70,000円 (税抜)	113,000円 (税抜)	133,000円 (税抜)
3Mb/sのもの	85,000円 (税抜)	138,000円 (税抜)	168,000円 (税抜)
4Mb/sのもの	102,000円 (税抜)	160,000円 (税抜)	203,000円 (税抜)
5Mb/sのもの	119,000円 (税抜)	181,000円 (税抜)	236,000円 (税抜)
6Mb/sのもの	185,000円(税抜)		244,000円 (税抜)
7Mb/sのもの	189,000円(税抜)		265,000円 (税抜)
8Mb/sのもの	193,000円(税抜)		285,000円 (税抜)
9Mb/sのもの	197,000円(税抜)		306,000円 (税抜)
10Mb/sのもの	200,000円(税抜)		327,000円 (税抜)
20Mb/sのもの	220,000円(税抜)		392,000円 (税抜)
30Mb/sのもの	240,000円(税抜)		457,000円 (税抜)
40Mb/sのもの	259,000円(税抜)		521,000円 (税抜)
50Mb/sのもの	279,000円(税抜)		586,000円 (税抜)
60Mb/sのもの	299,000円(税抜)		651,000円 (税抜)

70Mb/sのもの	319,000円(税抜)		716,000円 (税抜)
80Mb/sのもの	338,000円(税抜)		780,000円 (税抜)
90Mb/sのもの	358,000円(税抜)		845,000円 (税抜)
100Mb/sのもの	378,000円(税抜)		910,000円 (税抜)
100Mb/sを超えて1Gb/sまでのもの	別途算定する実費		別途算定する実費
1Gb/sを超えて10Gb/sまでのもの	別途算定する実費		―
1Mb/s（バーストタイプ）のもの	51,000円 (税抜)	76,000円 (税抜)	89,000円 (税抜)
10Mb/s（バーストタイプ）のもの	210,000円(税抜)		360,000円 (税抜)

② プラン２のもの

加入契約回線等１回線ごとに月額

区　分	料　金　額	
	エリア１またはエリア２のもの	エリア３のもの
0.5Mb/sのもの	66,000円(税抜)	67,000円(税抜)
1Mb/sのもの	76,000円(税抜)	89,000円(税抜)
2Mb/sのもの	113,000円(税抜)	133,000円(税抜)
3Mb/sのもの	138,000円(税抜)	168,000円(税抜)
4Mb/sのもの	160,000円(税抜)	203,000円(税抜)
5Mb/sのもの	181,000円(税抜)	236,000円(税抜)
6Mb/sのもの	197,000円(税抜)	244,000円(税抜)
7Mb/sのもの	214,000円(税抜)	265,000円(税抜)
8Mb/sのもの	230,000円(税抜)	285,000円(税抜)
9Mb/sのもの	247,000円(税抜)	306,000円(税抜)
10Mb/sのもの	263,000円(税抜)	327,000円(税抜)
20Mb/sのもの	289,000円(税抜)	392,000円(税抜)
30Mb/sのもの	315,000円(税抜)	457,000円(税抜)
40Mb/sのもの	341,000円(税抜)	521,000円(税抜)
50Mb/sのもの	367,000円(税抜)	586,000円(税抜)
60Mb/sのもの	394,000円(税抜)	651,000円(税抜)
70Mb/sのもの	420,000円(税抜)	716,000円(税抜)
80Mb/sのもの	446,000円(税抜)	780,000円(税抜)
90Mb/sのもの	472,000円(税抜)	845,000円(税抜)
100Mb/sのもの	498,000円(税抜)	910,000円(税抜)
100Mb/sを超えて1Gb/sまでのもの	別途算定する実費	別途算定する実費
1Gb/sを超えて10Gb/sまでのもの	別途算定する実費	―
1Mb/s（バーストタイプ）のもの	76,000円(税抜)	89,000円(税抜)
10Mb/s（バーストタイプ）のもの	276,000円(税抜)	360,000円(税抜)

③　プラン３のもの

加入契約回線等１回線ごとに月額

区　分	料　金　額
0.5Mb/sのもの	67,000円(税抜)
1Mb/sのもの	89,000円(税抜)
2Mb/sのもの	133,000円(税抜)
3Mb/sのもの	168,000円(税抜)
4Mb/sのもの	203,000円(税抜)
5Mb/sのもの	236,000円(税抜)
6Mb/sのもの	244,000円(税抜)
7Mb/sのもの	265,000円(税抜)
8Mb/sのもの	285,000円(税抜)
9Mb/sのもの	306,000円(税抜)
10Mb/sのもの	327,000円(税抜)
20Mb/sのもの	392,000円(税抜)
30Mb/sのもの	457,000円(税抜)
40Mb/sのもの	521,000円(税抜)
50Mb/sのもの	586,000円(税抜)
60Mb/sのもの	651,000円(税抜)
70Mb/sのもの	716,000円(税抜)
80Mb/sのもの	780,000円(税抜)
90Mb/sのもの	845,000円(税抜)
100Mb/sのもの	910,000円(税抜)
100Mb/sを超えて1Gb/sまでのもの	別途算定する実費
1Gb/sを超えて10Gb/sまでのもの	別途算定する実費
1Mb/s（バーストタイプ）のもの	89,000円(税抜)
10Mb/s（バーストタイプ）のもの	360,000円(税抜)

イ　タイプ２のもの

２－１－３（イーサネット方式のもの）(1)（クラス１－１のもの）イ（タイプ２のもの）と同額

（４）クラス２－２のもの

ア　タイプ１のもの

２－１－３（イーサネット方式のもの）(3)（クラス２－１のもの）ア（タイプ１のもの）と同額

イ タイプ２のもの

２－１－３（イーサネット方式のもの）(1)（クラス２－１のもの）イ（タイプ２のもの）と同額

ウ タイプ３のもの

２－１－３（イーサネット方式のもの）(2)（クラス１－２のもの）ウ（タイプ３のもの）と同額

２－１－４　総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの

（１）クラス１のもの

ア タイプ１のもの

利用契約回線１回線ごとに月額

区　分	料　金　額
プラン１	6,000円(税抜)
プラン２	6,000円(税抜)
プラン３	6,000円(税抜)

イ タイプ２のもの

利用契約回線１回線ごとに月額

区　分	料　金　額
プラン１	7,000円(税抜)
プラン２	7,000円(税抜)
プラン３	7,000円(税抜)

（２）クラス２のもの

ア タイプ１のもの

利用契約回線１回線ごとに月額

区　分	料　金　額
プラン１	8,000円(税抜)
プラン２	8,000円(税抜)
プラン３	8,000円(税抜)

イ タイプ２のもの

利用契約回線１回線ごとに月額

区　分	料　金　額
プラン１	9,000円(税抜)
プラン２	9,000円(税抜)
プラン３	9,000円(税抜)

２－１－５　ＩＰアクセスサービスを利用する方式のもの

（１）クラス１のもの

利用契約回線１回線ごとに月額

区　分	料　金　額
プラン１	12,500円(税抜)
プラン２	12,500円(税抜)
プラン３	12,500円(税抜)

（２）クラス２のもの

利用契約回線１回線ごとに月額

区　分	料　金　額
プラン１	15,500円(税抜)
プラン２	15,500円(税抜)
プラン３	15,500円(税抜)

２－１－６　インターネットを利用する方式のもの

インターネット接続回線１回線ごとに月額

区　分	料　金　額
クラス１のもの	9,500円(税抜)

２－１－７　モバイル回線を利用する方式のもの

モバイル回線１回線ごとに月額

区　分	料　金　額
ベストエフォートのもの	8,100円(税抜)

２－２　イーサネットＶＰＮワイドアドバンスＬ３に係るもの

区　分	単位	料　金　額
イーサネット方式のもの	加入契約回線１回線ごとに月額	２－１－３(イーサネット方式のもの)と同額
総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの	利用契約回線１回線ごとに月額	２－１－４(総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの)と同額
ＩＰアクセスサービスを利用する方式のもの	利用契約回線１回線ごとに月額	２－１－５(ＩＰアクセスサービスを利用する方式のもの)と同額
インターネットを利用する方式のもの(クラス１のものに限ります。)	インターネット接続回線１回線ごとに月額	２－１－６(インターネットを利用する方式のもの)と同額
モバイル回線を利用する方式のもの	モバイル回線１回線ごとに月額	２－１－７(モバイル回線を利用する方式のもの)と同額

３　加算額

月額

料金種別	区　分		単位	料金額
(1) 区域外線路使用料	メタル配線の場合		区域外線路100mまでごとに	230円(税抜)
	光配線の場合			690円(税抜)
(2) 異経路の線路	―――		―――	別に算定する実費
(3) 特別電気通信設備使用料	―――		―――	別に算定する実費
(4) 回線接続装置使用料	イーサネット方式	100Mb/sまでのもの	１台ごとに	5,000円(税抜)
	インターネットを利用する方式			1,700円(税抜)
(5) 回線終端装置使用料	イーサネット方式	100Mb/sまでのもの	１台ごとに	5,000円(税抜)
		100Mb/sを超えて1Gbpsまでのもの		60,000円(税抜)
		上記以外のもの		120,000円(税抜)

	総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの	タイプ１のもの		2,700円 (税抜)
		タイプ２のもの		1,700円 (税抜)
	ＩＰアクセスサービスを利用する方式のもの	クラス１またはクラス２のもの		2,400円 (税抜)
	モバイル回線を利用する方式のもの			1,700円 (税抜)
(6) 削除				
(7) 配線設備使用料	メタル配線の場合		１配線ごとに	60円 (税抜)
	光配線の場合			2,000円 (税抜)

備考

ア　当社は、イーサネット方式の加入契約回線等（下表の品目等のものに限ります。）について、イーサネット方式の回線接続装置を提供します。

品目	細目
0.5Mb/s から100Mb/s までのもの	クラス１－１またはクラス２－１のもの
1Mb/s(バーストタイプ)または10Mb/s(バーストタイプ)のもの	クラス１－１、クラス１－２、クラス２－１またはクラス２－２のもの

イ　当社は、イーサネット方式の加入契約回線等（下表の品目等のものに限ります。）について、イーサネット方式の回線終端装置を提供します。

品目	細目
0.5Mb/s から100Mb/s までのもの	クラス１－２またはクラス２－２のもの
100Mb/sを超えて10Gb/sまでのもの	クラス１－１、クラス１－２、クラス２－１またはクラス２－２のもの

ウ　当社は、契約者（イーサネット方式の加入契約回線等（その細目がクラス２－１またはクラス２－２であるものに限ります。）に係る契約者であって、イーサネット方式の回線接続装置の提供を受けている者に限ります。）から請求があった場合は、現に提供している回線接続装置の他、１の加入契約回線等につき１台を上限として予備の回線接続装置（イーサネット方式のものに限ります。）を提供します。

エ　削除

オ　削除

カ　当社は、契約者（そのイーサネットＶＰＮワイドアドバンス契約に係る加入契約回線等が総合オープン通信網サービスを利用する方式（タイプ２のものに限ります。）、モバイル回線を利用する方式に係る者に限ります。）から請求があった場合は、１の加入契約回線等につき１台を上限として予備の回線終端装置を提供します。

４　付加機能利用料

４－１　加入契約回線等に係るもの

月額

区　分			品　目	料金額
(1) 優先制御機能１	フレームもしくはＩＰパケットを、フレームもしくはＩＰパケットごとにあらかじめ指定した優	イーサネット方式	10Mb/sまでのもの	15,000円(税抜)
			10Mb/sを超えて19Mb/sまでのもの	15,000円(税抜)に10Mを超える1Mb/sごとに500円(税抜)加算
			20Mb/sのもの	20,000円(税抜)

<table>
<tr><td rowspan="10"></td><td rowspan="9">先順位にしたがって、転送する機能</td><td rowspan="9"></td><td>20Mb/sを超えて24Mb/sまでのもの</td><td>20,000円(税抜)に20Mを超える1Mb/sごとに1,000円(税抜)加算</td></tr>
<tr><td>30Mb/sのもの</td><td>30,000円(税抜)</td></tr>
<tr><td>40Mb/sのもの</td><td>40,000円(税抜)</td></tr>
<tr><td>50Mb/sのもの</td><td>50,000円(税抜)</td></tr>
<tr><td>60Mb/sのもの</td><td>60,000円(税抜)</td></tr>
<tr><td>70Mb/sのもの</td><td>70,000円(税抜)</td></tr>
<tr><td>80Mb/sのもの</td><td>80,000円(税抜)</td></tr>
<tr><td>90Mb/sのもの</td><td>90,000円(税抜)</td></tr>
<tr><td>100Mb/sのもの</td><td>100,000円(税抜)</td></tr>
<tr><td>100Mb/sを超えて1Gb/sまでのもの</td><td>100,000円(税抜)</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3">ア　当社は、加入契約回線等（総合オープン通信網サービスを利用する方式のものを除きます。）に係る契約者から請求があった場合に、本機能を提供します。
イ　アの規定にかかわらず、その契約者がこの表の(２)欄に規定する優先制御機能２を利用しているときは、本機能を利用することができません。
ウ　削除
エ　加入契約回線等の品目が1Mb/s（バーストタイプ）のものまたは10Mb/s（バーストタイプ）のものに係る契約者は、第44条（料金の支払義務）の規定にかかわらず、本機能に係る付加機能利用料の支払いを要しません。
オ　本機能は、イーサネットフレームまたはＩＰパケットを転送する方向により、次の種類があります。
（ア）イーサネットフレームまたはＩＰパケットを転送する方向によらず本機能を提供するもの
（イ）イーサネットフレームまたはＩＰパケットを転送する方向が、収容局設備から加入契約回線等の終端方向である場合に限り本機能を提供するもの
カ 削除
キ イーサネット方式に係る加入契約回線等（その品目が1Mb/s（バーストタイプ）のものまたは10Mb/s（バーストタイプ）のものに限ります。）のものについては、エの（ア）に限り本機能を提供します。
ク 本機能は、インターネットプロトコルバージョン４(以下「ＩＰｖ４」といいます。)により行うものに限り、利用することができます。
ケ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(2) 優先制御機能２</td><td colspan="3">本機能の利用の請求をした契約者が、ＩＰパケットごとにあらかじめ指定した優先順位にしたがってそのＩＰパケットを受信することができるものであって、それぞれの優先順位に対応した伝送帯域を確保することができるもの</td><td>優先制御機能１に係る品目に応じた付加機能利用料と同額</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="4">ア 当社は、イーサネットＶＰＮワイド アドバンスＬ３(イーサネット方式(タイプⅡのものを除きます。)のものに限ります。)に係る契約者から請求があった場合に、本機能を提供します。
イ アの規定にかかわらず、その契約者が優先制御機能１を利用しているときは、本機能を利用することはできません。
ウ アの規定にかかわらず、当社は、イーサネット方式に係る品目が１Mb/s(バーストタイプ)のもの、10Mb/s(バーストタイプ)のもの、もしくは200Mb/sを超えるものについては、本機能の提供を行いません。
エ 優先順位及び伝送帯域の指定方法等本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">(3)VLAN制御機能１</td><td colspan="2">加入契約回線等を通過するイーサネットフレームに対して、その転送の方向により以下の動作を行う機能
ア　収容局設備から加入契約回線の終端方向加入契約回線等へ送信されるイーサネットフレームについて、契約者があらかじめ指定したVLANID（通信の相手となる加入契約回線等を契約者回線群（Ｌ２契約者回線群に限ります。）に所属する一部の加入契約回線等に限定するための番号をいいます。以下同じとします。）が付与されていないイーサネットフレームを破棄し、契約者があらかじめ指定したVLAN IDが付与されているイーサネットフレームについてはそのVLAN IDを除去した後に転送する機能
イ　加入契約回線等の終端から収容局設備方向加入契約回線等から送信されたイーサネットフレームに対して、契約者があらかじめ指定したVLANIDを付与した後に転送する機能</td><td>加入契約回線等１回線ごとに
月額3,000円
（税抜）</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2">ア　当社は、イーサネットＶＰＮワイドアドバンスＬ２のものであって、その品目が1Gb/s以下のものに限ります。）に係る契約者から請求があった場合に、本機能を提供します。
イ　契約者があらかじめ指定するVLAN IDは１のVLAN IDに限ります。
ウ　VLAN制御機能２の提供を受けている加入契約回線等について、本機能の請求をすることはできません。
エ　本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(4)VLAN制御機能２</td><td colspan="2">加入契約回線等を通過するイーサネットフレームのうち、契約者があらかじめ指定したVLAN IDが付与されていないイーサネットフレームを破棄する機能</td><td>１の加入契約回線等につき１のVLAN IDごとに
月額3,000円
（税抜）</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2">ア　当社は、イーサネットＶＰＮワイドアドバンスＬ２のものであって、その品目が1Gb/s以下のものに限ります。）に係る契約者から請求があった場合に、本機能を提供します。
イ　契約者があらかじめ指定することのできるVLAN IDの数は５（加入契約回線等の品目が100Mb/sを超えて1Gb/sまでのものであるときは15）を上限とします。
ウ　VLAN制御機能１の提供を受けている加入契約回線等について、本機能の請求をすることはできません。
エ　本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(5)アクセス制御機能</td><td colspan="2">加入契約回線等を通過するＩＰパケット（ＩＰｖ４に係るものに限ります。）のうち、送信元と送信先のＩＰアドレス等が契約者があらかじめ指定した組み合わせに合致しないものを破棄する機能</td><td>－</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2">ア 当社は、イーサネットＶＰＮワイド アドバンスＬ３に係る契約者から請求があった場合に、本機能を提供します。
イ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">(6)DHCPリレー機能</td><td colspan="2">端末にＩＰアドレス等を自動的に割当てるためのブロードキャスト信号(送信宛先が「FF-FF-FF-FF-FF-FF」のイーサネットフレームをいいます。以下この欄において同じとします。)をセグメント(ブロードキャスト信号が到達できる範囲をいいます。)を超えて、契約者があらかじめ指定した宛先へ中継する機能</td><td>－</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2">ア 当社は、イーサネットＶＰＮワイド アドバンスＬ３に係る契約者から請求があった場合に、本機能を提供します。
イ 本機能は、ＩＰｖ４により行うものに限り、利用することができます。
ウ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(7) ダイナミックルーティング</td><td colspan="2">インターネットプロトコルによる符号の伝送交換の経路を、その伝送交換を行う電気通信設備が自動的に決定する機能</td><td>－</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2">ア と当社は、イーサネットＶＰＮワイド アドバンスＬ３に係る契約者から請求があった場合に、本機能を提供します。
イ 本機能は、ＩＰｖ４により行うものに限り、利用することができます。
ウ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(8) モバイルバックアップ機能</td><td colspan="2">本サービスの利用の請求をした契約者（そのイーサネットＶＰＮワイドアドバンス契約に係る加入契約回線等が総合オープン通信網サービスを利用する方式（タイプ２のものに限ります。）である者又はＩＰアクセスサービスを利用する方式である者に限ります。以下この欄において同じとします。）に係る利用契約回線（アクセスポイントを介して、その利用契約回線と接続する当社又は協定事業者の電気通信サービスに係る電気通信設備を含みます。）に障害が生じ、全く利用できない状態が生じた場合に、予備のモバイル回線に切替えてそのイーサネットＶＰＮワイドアドバンスを利用できるようにするもの</td><td>加入契約回線等１回線ごとに
月額4,100円
（税抜）</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2">ア　当社は、イーサネットＶＰＮワイドアドバンス（イーサネット方式のもの及びインターネットを利用する方式のものを除きます。以下この欄において同じとします。）に係る契約者から請求があった場合に、本機能を提供します。
イ　本機能に係る付加機能利用料は、第44条第２項第２号の表及び同条第３項第２号の表に規定する支払いを要しない料金には含みません。ただし、当社の故意又は重大な過失による場合は、この限りでありません。
ウ　予備のモバイル回線への切替方法等、本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</td></tr>
<tr><td>(9) インターネットブレイクアウト機能</td><td colspan="2">本サービスの利用の請求をした契約者に係る利用回線又は端末回線の終端に設置された回線終端装置の識別機能を利用して、当社が別に定める通信（以下、この欄において「特定宛先通信Ｉ」といいます。）と特定宛先通信Ｉ以外の通信を分離し、特定宛先通信Ｉをインターネットに接続する機能</td><td>加入契約回線等１回線ごとに
月額5,000円
（税抜）</td></tr>
</table>

	備考	ア　当社は、イーサネットＶＰＮワイドアドバンス（その加入契約回線等が総合オープン通信網サービスを利用する方式（タイプ２のものに限ります。）であるもの限ります。）に係る契約者から請求があった場合に、本機能を提供します。 イ　本機能は、総合オープン通信網サービス契約約款に定める第５種総合オープン通信網サービスに係る特定通信限定利用型の別に定めるものを利用する契約者に限り、提供します。 ウ　本機能は、ＩＰｖ４により行う通信に限り、利用することができます。 エ　本機能を利用する契約者は、特定宛先通信Ｉとして扱う通信の種類又は本機能の種類の変更の請求をすることができます。 オ　当社は、本機能の内容及び実施結果について、その完全性、正確性、確実性又は有用性等につき、いかなる保証も行わないものとし、当社に故意又は重過失がある場合を除き、本機能の利用により生じた結果に対する損害賠償その他何らの責任も負いません。 カ　本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

４－２　契約者回線群に係るもの

区　分			品目	料金額
(1) 第３種 IPVPN サービス機能	ＫＤＤＩのデジタルデータサービス契約約款（以下「デジタルデータサービス契約約款」といいます。）に係る電気通信設備を介して、契約者によりあらかじめ指定された者が、その契約者の属する１の契約者回線群と通信を行う機能。		100Mb/sのもの	－
	備考	ア　当社は、Ｌ２契約者回線群に係る回線群代表者から請求があった場合に、本機能を提供します。 イ　当社は、本機能の請求を行う回線群代表者がデジタルデータサービス契約約款に定める第３種ＩＰＶＰＮサービスに係るＩＰＶＰＮ契約を締結している（本機能の請求と同時にＩＰＶＰＮ契約の申込みを行う場合を含みます。）ことを条件として、本機能を提供します。 ウ　当社は、本機能の請求を行った契約者がイの規定を満たさなくなったときは、本機能を廃止します。 エ　当社は、本機能の提供を受けている契約者回線群が(2)欄に規定するL2-L3接続機能（そのL2-L3接続機能により所属することとなる契約者回線群が(10)欄に規定するエクストラネット機能Ｉの提供を受けているものに限ります。）の提供を受ける場合であって、次の条件を満たすときは、本機能を廃止します。 ①　L2-L3接続機能により所属することとなる契約者回線群のエクストラネット接続先（エクストラネット機能により接続している契約者回線群又はデジタルデータサービス契約約款に定める閉域グループをいいます。以下この欄において同じとします。）と、本機能による接続先が同一であるとき ②　L2-L3接続機能により所属することとなる契約者回線群のエクストラネット接続先が、エクストラネット機能により本機能の接続先と通信可能であるとき オ　当社は、本機能について、料金表第１表の１の適用(9)欄から(11)欄の規定は適用しないものとします。 カ　本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。		

(2)L2-L3接続機能	Ｌ２契約者回線群を構成する加入契約回線等をイーサネットＶＰＮワイドアドバンスＬ３に係る加入契約回線等とみなして、Ｌ３契約者回線群を構成する加入契約回線等又は特定利用契約回線との通信を行う機能		－
	備考	ア　当社は、Ｌ２契約者回線群に係る回線群代表者から請求があった場合に、本機能を提供します。 イ　当社は、本機能の提供を受けている回線群代表者からの請求があった場合に、本機能により転送を行うイーサネットフレームについて、契約者があらかじめ指定する１のVLAN IDを付与又は除去する取り扱いを行います。 ウ　本機能の請求を行う回線群代表者は、本機能によって通信を行うことができるようにするＬ３契約者回線群を指定していただきます。 エ　当社は、ウで指定した契約者回線群の回線群代表者の承諾が得られない場合は、本機能の提供を行いません。 オ　当社は、ウで指定した契約者回線群が、既に本機能により所属している他の契約者回線群のエクストラネット接続先であるときは、イにより異なるVLAN IDを付与する場合を除き、本機能の提供を行いません。 カ　当社は、他の付加機能の提供にあたり、本機能の適用を受けるＬ２契約者回線群を、Ｌ３契約者回線群とみなして取り扱います。 キ　本機能の請求を行う回線群代表者は、１の本機能の適用に係るＬ２契約者回線群とＬ３契約者回線群との物理的な接続点を当社が指定する方法により１箇所指定していただきます。 ク　本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。	
(3) リモートアクセス着信機能１	ＫＤＤＩのリモートアクセスサービス契約約款に定める利用契約回線（タイプⅡ、タイプⅣ、タイプⅦ、タイプⅧ又は旧ＣＰＡ（旧コースＩ以外）のものに限ります。）との通信を行う機能	１の特定利用契約回線ごとに月額	
		0.5Mb/sのもの	11,000円（税抜）
		1Mb/sのもの	90,000円（税抜）
		2Mb/sのもの	120,000円（税抜）
		3Mb/sのもの	149,000円（税抜）
		4Mb/sのもの	178,000円（税抜）
		5Mb/sのもの	207,000円（税抜）
		6Mb/sのもの	236,000円（税抜）
		7Mb/sのもの	264,000円（税抜）
		8Mb/sのもの	269,500円（税抜）
		9Mb/sのもの	275,000円（税抜）
		10Mb/sのもの	280,000円（税抜）
		20Mb/sのもの	335,000円（税抜）
		30Mb/sのもの	465,000円（税抜）

		40Mb/sのもの	585,000円 (税抜)
		50Mb/sのもの	700,000円 (税抜)
		60Mb/sのもの	725,000円 (税抜)
		70Mb/sのもの	750,000円 (税抜)
		80Mb/sのもの	775,000円 (税抜)
		90Mb/sのもの	800,000円 (税抜)
		100Mb/sのもの	825,000円 (税抜)
		200Mb/sのもの	925,000 (税抜)
		300Mb/sのもの	1,175,000 (税抜)
		400Mb/sのもの	1,425,000 (税抜)
		500Mb/sのもの	1,675,000 (税抜)
		600Mb/sのもの	1,925,000 (税抜)
		700Mb/sのもの	2,175,000 (税抜)
		800Mb/sのもの	2,425,000 (税抜)
		900Mb/sのもの	2,675,000 (税抜)
		1Gb/sのもの	2,925,000 (税抜)
		10Mb/s(ベストエフォート)のもの	―
		100Mb/s(ベストエフォート)のもの	―

	備考	ア　当社は、本機能の提供を受ける回線群代表者に対し、特定利用契約回線（アクセスポイントを介してＫＤＤＩのリモートアクセスサービス契約約款に定めるリモートアクセスサービス（タイプⅡ、タイプⅣ若しくはタイプⅦ又は旧ＣＰＡ（旧コースＩ以外）であって、ＬＡＮ型のものに限ります。）又はタイプⅧに係る利用契約回線と収容局設備とを相互に接続するための電気通信設備であって、イーサネット方式のものをいいます。以下同じとします。）を提供します。この場合、特定利用契約回線の品目は、ＫＤＤＩのリモートアクセスサービス契約約款に定める利用契約回線に係る品目と同じ品目（当該利用契約回線が旧タイプＡ・コースⅡのときは10Mb/s（ベストエフォート）、当該利用契約回線が旧タイプＤ・エコノミークラスＶのときは100Mb/s（ベストエフォート）とします。）とします。 イ　当社は、本機能の請求を行う回線群代表者が次のいずれかの契約を締結していることを条件として、本機能を提供します。 （ア）　リモートアクセスサービス契約約款に定めるリモートアクセス契約（そのリモートアクセス契約に係る利用契約回線がＬＡＮ型に係るタイプⅡ、タイプⅣ、タイプⅦ若しくはタイプⅧ又は旧ＣＰＡ（旧コースＩ以外）のものに限ります。） （イ）　当社が別に定める他の電気通信事業者が契約約款等に定める電気通信サービス（当該他の電気通信事業者が、ＫＤＤＩのリモートアクセスサービス契約約款に定める利用契約回線（タイプⅧ（コースＩのものに限ります。）のものであって、アクセスポイントを介してその回線群代表者名義の特定利用契約回線と相互に接続するものに限ります。）を利用して提供するものをいいます。以下「リモートアクセス相当サービス」といいます。）に係る契約（以下「リモートアクセス相当契約」といいます。） ウ　本機能は、ＩＰｖ４により行うものに限り、利用することができます。ただし、ＫＤＤＩのリモートアクセスサービス契約約款に定めるタイプⅡ又はタイプⅦに係る利用契約回線との通信を行う場合であって、同約款に定めるａｕ回線（ＬＴＥサービス又はＬＴＥモジュールに係るものに限ります。）により行われるものについては、この限りでありません。 エ　当社は、本機能の請求を行った契約者がイの規定を満たさなくなったときは、本機能を廃止します。 オ　リモートアクセス相当契約を締結していることを条件として本機能の提供を受け、又は提供を受けている回線群代表者は、当社が本機能の提供を行うために必要な範囲で、そのリモートアクセス相当契約に係る回線群代表者の情報について、イに定める他の電気通信事業者から通知を受け、及び利用することを承諾していただきます。 カ　本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

(4) バックアップ機能１	リモートアクセス着信機能１に係る電気通信回線（リモートアクセス着信機能１と一体的に利用するリモートアクセスサービス契約約款に定める利用契約回線を含みます。以下この欄において同じとします。）に障害が生じ、全く利用できない状態が生じた場合に、その回線群代表者からの請求により、当社があらかじめ設置した予備の電気通信回線を使用して、そのリモートアクセス着信機能１を利用することができるようにする機能	１の特定利用契約回線ごとに月額	
		0.5Mb/sのもの	11,000円（税抜）
		1Mb/sのもの	90,000円（税抜）
		2Mb/sのもの	120,000円（税抜）
		3Mb/sのもの	149,000円（税抜）
		4Mb/sのもの	178,000円（税抜）
		5Mb/sのもの	207,000円（税抜）
		6Mb/sのもの	236,000円（税抜）

		7Mb/sのもの	264,000円 (税抜)
		8Mb/sのもの	269,500円 (税抜)
		9Mb/sのもの	275,000円 (税抜)
		10Mb/sのもの	280,000円 (税抜)
		20Mb/sのもの	335,000円 (税抜)
		30Mb/sのもの	465,000円 (税抜)
		40Mb/sのもの	585,000円 (税抜)
		50Mb/sのもの	700,000円 (税抜)
		60Mb/sのもの	725,000円 (税抜)
		70Mb/sのもの	750,000円 (税抜)
		80Mb/sのもの	775,000円 (税抜)
		90Mb/sのもの	800,000円 (税抜)
		100Mb/sのもの	825,000円 (税抜)
		200Mb/sのもの	925,000 (税抜)
		300Mb/sのもの	1,175,000 (税抜)
		400Mb/sのもの	1,425,000 (税抜)
		500Mb/sのもの	1,675,000 (税抜)
		600Mb/sのもの	1,925,000 (税抜)
		700Mb/sのもの	2,175,000 (税抜)
		800Mb/sのもの	2,425,000 (税抜)
		900Mb/sのもの	2,675,000 (税抜)
		1Gb/sのもの	2,925,000 (税抜)
		10Mb/s(ベストエフォート)のもの	―
		100Mb/s(ベストエフォート)のもの	―

<table>
<tr><td></td><td>備考</td><td colspan="3">ア　当社は、Ｌ３契約者回線群（リモートアクセス着信機能１（10Mb/s（ベストエフォート）のものを除きます。以下この欄において同じとします。）の提供を受けているものに限ります。）に係る回線群代表者から請求があった場合に、本機能を提供します。この場合において、100Mb/s（ベストエフォート）のものについては、リモートアクセス着信機能１（100Mb/s（ベストエフォート）のものに限ります。）の適用に係る電気通信回線に適用するものに限り提供します。
イ　本機能（リモートアクセス着信機能１（100Mb/s（ベストエフォート）のものに限ります。）に係る電気通信回線に適用するものを除きます。）において、予備の電気通信回線の品目に係る符号伝送速度が、リモートアクセス着信機能１の電気通信回線の品目に係る符号伝送速度の２分の１未満となるものについては提供しません。
ウ　本機能（リモートアクセス着信機能１（100Mb/s（ベストエフォート）のものに限ります。）に係る電気通信回線に適用するものに限ります。）における予備の電気通信回線に係る品目は、100Mb/s（ベストエフォート）に限り提供します。
エ　本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(5) エクストラネット</td><td colspan="2">加入者契約回線等から、その加入者契約回線等が所属する契約者回線群と異なる契約者回線群に所属する加入契約回線等またはＫＤＤＩ株式会社のデジタルデータサービス契約約款に規定する閉域グループに所属するポートとの通信を行う機能。</td><td>１契約者回線群識別番号ごとに1,000円（税抜）</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2">ア 当社は、イーサネットＶＰＮワイド アドバンスＬ３契約者回線群に係る代表契約者から請求があった場合に、本機能を提供します。
イ 本機能の請求を行う代表契約者は、本機能の提供を受ける契約者回線群の通信先となる契約者回線群(イーサネットＶＰＮワイド アドバンスＬ３契約者回線群に限ります。)またはＫＤＤＩ株式会社のデジタルデータサービス契約約款に規定する閉域グループを指定していただきます。
ウ 当社は、イで指定した契約者回線群の代表契約者または閉域グループの代表者の承諾が得られない場合は、本機能の提供を行いません。
エ 当社は、本機能の提供を受ける契約者回線群に所属する加入契約回線等の回線使用料について、その終端の位置にかかわらず、プラン３の料金を適用します。
オ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</td></tr>
<tr><td>(6) プラットフォームゲートウェイ機能Ⅰ</td><td colspan="2">その他回線（特定設備に係るものに限ります。）を設置することによって、加入契約回線等から、その特定設備への通信（仮想チャネルを利用して行うものを除きます。）を行うことができるようにする機能</td><td>―</td></tr>
<tr><td></td><td>備考</td><td colspan="3">ア　当社は、Ｌ３契約者回線群に係る代表契約者から請求があった場合に、本機能を提供します。
イ　本機能は、ＩＰｖ４により行うものに限り、利用することができます。
ウ　本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(7) ＡＷＳ設備接</td><td colspan="2" rowspan="2">加入契約回線等からＡＷＳ設備への通信を行うことができるようにするもの</td><td>１の契約者回線群ごとに月額</td></tr>
<tr><td>区分</td><td>料金額</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="3">続機能Ｉ</td><td colspan="2" rowspan="2"></td><td>ア　タイプ１
協定事業者の電気通信回線設備を経由して、ワイドエリアバーチャルスイッチ網とＡＷＳ設備接続装置とを接続するもの</td><td>―</td></tr>
<tr><td>イ　タイプ２
ワイドエリアバーチャルスイッチ網とＡＷＳ設備接続装置とを直接接続するもの</td><td>60,000円
（税抜）</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3">ア　当社は、Ｌ３契約者回線群に係る代表契約者から請求があった場合に、本機能を提供します。ただし、本機能の提供に係るＡＷＳ設備に余裕がない等の理由から、その請求に係るＡＷＳ設備への通信を提供することが困難と認めるときは、この限りでありません。
イ　当社は、加入契約回線等とＡＷＳ設備との間の通信について、その接続、品質、速度等を保証しません。
ウ　本機能は、ＩＰｖ４により行うものに限り、利用することができます。
エ　当社は、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、本機能を利用した場合に生じた情報等の破損若しくは滅失等による損害又は知り得た情報等に起因する損害について、その責任を負いません。
オ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
（注）オに定める当社が別に定めるところには、次の提供条件を含みます。本機能に係る付加機能利用料については、第44条（料金の支払義務）第２項第２号の表の１欄中「１時間」とあるのは、「24時間」と読み替えて適用するものであること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(8) ネットワークエクスチェンジ設備接続機能</td><td colspan="2">ＵＣ設備、ニフクラ設備またはNeutrix Cloud設備接続のため、加入契約回線等からネットワークエクスチェンジ設備への通信を行うことができるようにするもの</td><td colspan="2">１の契約者回線群ごとに月額
35,000円
（税抜）</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3">ア　当社は、Ｌ３契約者回線群に係る代表契約者から請求があった場合に、本機能を提供します。
イ　当社は、加入契約回線等とネットワークエクスチェンジ設備との間の通信について、その接続、品質、速度等を保証しません。
ウ　本機能は、ＩＰｖ４により行うものに限り、利用することができます。
エ　本機能を用いてＵＣ、ニフクラまたはNeutrix Cloud設備接続を実施する場合、当社が別に定める「ネットワークエクスチェンジサービス利用規約」に基づく契約が必要です。
オ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</td></tr>
</table>

第２表　工事に関する費用

第１　工事費

１　適用

１－１　１－２（ＮＴＴ東日本株式会社またはＮＴＴ西日本株式会社に係るもの）以外のもの

<table>
<tr><th>区　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>(1) 工事費の適用</td><td>ア　契約者は、イーサネットＶＰＮワイドアドバンス契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、次表に定める工事の区分に応じて、１の工事ごとに工事費の支払いを要します。
この場合において、当社は、この料金表に特段の定めがある場合を除き、回線番号（加入契約者回線等ごとに当社が割り当てる数字、文字、記号等により構成された文字列をいいます。以下同じとします。）及び開通日（その工事に係るイーサネットＶＰＮワイドアドバンス、付加機能、端末設備等の提供開始日をいいます。以下同じとします。）が同一である工事を１の工事として取り扱います。

<table>
<tr><th>区　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>契約者宅内工事</td><td>契約者宅（契約者が指定した場所（当社契約者回線、他社接続回線もしくはモバイル回線の終端（自営端末設備又は自営電気通信設備の接続に係るものに限ります。）又はその契約者回線群を構成する加入契約者回線等とアクセスポイントを介して通信することができる総合オープン通信網サービス契約約款に定める第５種総合オープン通信網サービス（特定通信限定利用型のものに限ります。）に係る利用回線又は端末回線の終端（自営端末設備又は自営電気通信設備の接続に係るものに限ります。）の場所をいいます。）と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内をいいます。以下同じとします。）において、当社の係員を派遣して行う工事</td></tr>
<tr><td>取扱局内工事</td><td>イーサネットＶＰＮワイドアドバンス取扱局内において実施する工事（契約者宅に設置された端末設備の設定等を、当社の係員を派遣することなく、電気通信回線を利用して変更するものを含みます。）</td></tr>
</table>

イ　工事費には、次の区分があります。

<table>
<tr><th>工事費の区分</th><th>適　　用</th></tr>
<tr><td>（ア）宅内入所工事料</td><td>契約者宅内工事に適用する工事費</td></tr>
<tr><td>（イ）網内工事料</td><td>取扱局内工事であって、（ウ）、（エ）のもの以外のものに適用する工事費</td></tr>
<tr><td>（ウ）トラフィックフリー通信対象の設定等に係る工事料</td><td>取扱局内工事（ＴＦ指定登録として行うものを除きます。）であって、トラフィックフリー通信対象の設定に用いるＩＰアドレス（以下「指定ＩＰアドレス」といいます。）の新設、変更又は廃止に係るものに適用する工事費</td></tr>
<tr><td>（エ）エクストラネット機能に係る工事料</td><td>取扱局内工事であって、エクストラネット機能に係る設定を要するものに適用する工事費</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考
トラフィックフリー通信対象の設定等に係る工事料及びエクストラ</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

	ネット機能に係る工事料については、アの規定にかかわらず、１の契約者回線群及び開通日が同一である工事を１の工事として取り扱います。
(2)付加機能に係る工事費の特別取扱い	契約者は、次の工事（以下「付加機能に係る工事費」といいます。）について、第45条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。 （ア）優先制御機能１（加入契約回線等の品目が1Mb/s（バーストタイプ）のものまたは10Mb/s（バーストタイプ）のものに限ります。）に係る工事 （イ）　アクセス制御接続機能（プラットフォームゲートウェイ機能の提供を受けている契約者回線群に係るものに限ります。）に係る工事 （ウ）プラットフォームゲートウェイ機能に係る工事 （エ）ＡＷＳ接続機能Ｉに係る工事
(3) 工事費の減額適用	当社は、２（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。
(4) 複数工事の施工に係る特別取扱い	ア　１の工事において宅内入所工事料と網内工事料の両方が発生する場合、その網内工事料は支払いを要しません。 イ　１の工事において複数の宅内入所工事が発生する場合、そのうちの１の宅内入所工事料について、支払いを要します。 ウ　１の工事において複数の網内工事が発生する場合、そのうちの１の網内工事料について、支払いを要します。
(5) 特別な工事を行う場合の工事費の適用	引込柱以降において建柱等特別な工事を要する場合には、その工事に要した費用を支払っていただくことがあります。

１－２　ＮＴＴ東日本株式会社またはＮＴＴ西日本株式会社に係るもの

次に掲げる事項については、ＮＴＴ東日本株式会社またはＮＴＴ西日本株式会社の契約約款等の規定を準用します。

(1) 工事費の算定
(2) 基本工事費の適用
(3) 回線接続等工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費及び機器工事費の適用
(4) 移転または他社接続回線接続変更の場合の工事費の適用
(5) 別棟配線等の場合の屋内配線工事費の適用
(6) 割増工事費の適用
(7) 工事費の減額適用

２　工事費の額

２－１　２－２（ＮＴＴ東日本株式会社またはＮＴＴ西日本株式会社に係るもの）以外のもの

２－１－１　２－１－２（付加機能に係る工事）以外の工事

区　　分	単　　位	工事費の額
(1)宅内入所工事料	１の工事ごとに	25,500円(税抜)
(2)網内工事料	１の工事ごとに	3,000円(税抜)
(3)トラフィックフリー通信対象の設定	１の工事ごとに	3,000円(税抜)

等に係る工事料		

２－１－２　付加機能に係る工事

（１）加入契約回線等に係るもの

区　　分	単　　位	工事費の額
(1)宅内入所工事料	１の工事ごとに	25,500円(税抜)
(2)網内工事料	１の工事ごとに	3,000円(税抜)

（２）契約者回線群に係るもの

区　　分	単　　位	工事費の額
(1)網内工事料	１の工事ごとに	3,000円(税抜)
(2)エクストラネット機能に係る工事料	１の工事ごとに	3,000円(税抜)
(3) ネットワークエクスチェンジ設備接続機能に係る工事料	１の工事ごとに	5,000円(税抜)

２－２　ＮＴＴ東日本株式会社またはＮＴＴ西日本株式会社に係るもの

ＮＴＴ東日本株式会社またはＮＴＴ西日本株式会社の契約約款等に規定する料金額と同額

第２　線路設置費

１　適用

区　分	内　　容
(1) 線路設置費の適用	ア　線路設置費は、区域外線路（異経路により設備費の支払いを要することとなる部分を除きます。）について適用します。 イ　移転後の当社契約者回線の終端が区域外となる場合であって、移転前の区域外線路の一部を使用するときは、その部分を除いた区域外線路の部分に限り線路設置費を適用します。
(2) 線路設置費の差額負担	ア　契約者が現に利用している当社の電気通信サービスに係る契約を解除すると同時に、新たにイーサネットＶＰＮワイド アドバンス契約を締結して、その場所でイーサネットＶＰＮワイド アドバンスの提供を受ける場合の線路設置費の額は、次のとおりとします。 ただし、区域外線路の新設の工事を要するときは、この差額負担の規定は適用しません。 新たに提供を受けるイーサネットＶＰＮワイド アドバンスの線路設置費の額 － 解除する電気通信サービスに係る契約を締結したものとみなした場合の線路設置費の額 ＝ 線路設置費の額（残額があるときに限ります。） イ　イーサネットＶＰＮワイド アドバンスの品目等の変更の場合の線路設置費の額は、次のとおりとします。

	変更後の加入契約回線等を新設するときの線路設置費の額	－	変更前の加入契約回線等を新設するときの線路設置費の額	＝	線路設置費の額（残額があるときに限ります。）

２　線路設置費の額

１のアクセス回線につき区域外線路100mまでごとに

区　分	線路設置費の額	
	メタル配線の場合	光配線の場合
線路設置費	16,000円(税抜)	48,000円(税抜)

第３　設備費

１　適用

区　分	内　　容
設備費の適用	設備費は、次の設備について適用します。 ア　異経路の線路の部分 イ　特別な電気通信設備の部分

２　設備費の額

区　分	内　　容
設備費の額	別に算定する実費
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定するイーサネットＶＰＮワイド アドバンス取扱所において閲覧に供します。	

第３表　附帯サービスに関する料金

１　適用

附帯サービスに関する料金の適用については、別記16（支払証明書の発行）及び別記17（宅内配線接続等工事の施工）の規定によるほか、次のとおりとします。

区　分	内　　容
支払証明書等の発行手数料の適用除外または減額適用	当社は、２（料金額）の規定にかかわらず、支払証明書等の発行の態様等を勘案して別に定めるところにより、支払証明書等の発行手数料の適用を除外し、またはその料金額を減額して適用することがあります。

２　料金額又は工事に関する費用の額

(1) 支払証明書に係るもの

区　分	単　位	料　金　額
支払証明書発行手数料	支払証明書の発行１回ごとに	400円(税抜)
備考　支払証明書の発行を受けようとするときは、上記手数料のほか、印紙代及び郵送料が必要な場合があります。		

(2) 宅内配線接続工事等に係るもの

区　分	単　位	料　金　額
宅内配線接続等工事	１の工事ごとに	39,800円(税抜)

料金表別表１

（１）削除

（２）イーサネット方式の品目に係る伝送速度

品目	内　容
0.5Mb/s	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの
1Mb/s	1Mbit/sの符号伝送が可能なもの
2Mb/s	2Mbit/sの符号伝送が可能なもの
3Mb/s	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの
4Mb/s	4Mbit/sの符号伝送が可能なもの
5Mb/s	5Mbit/sの符号伝送が可能なもの
6Mb/s	6Mbit/sの符号伝送が可能なもの
7Mb/s	7Mbit/sの符号伝送が可能なもの
8Mb/s	8Mbit/sの符号伝送が可能なもの
9Mb/s	9Mbit/sの符号伝送が可能なもの
10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの
20Mb/s	20Mbit/sの符号伝送が可能なもの
30Mb/s	30Mbit/sの符号伝送が可能なもの
40Mb/s	40Mbit/sの符号伝送が可能なもの
50Mb/s	50Mbit/sの符号伝送が可能なもの
60Mb/s	60Mbit/sの符号伝送が可能なもの
70Mb/s	70Mbit/sの符号伝送が可能なもの
80Mb/s	80Mbit/sの符号伝送が可能なもの
90Mb/s	90Mbit/sの符号伝送が可能なもの
100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの
200Mb/s	200Mbit/sの符号伝送が可能なもの
300Mb/s	300Mbit/sの符号伝送が可能なもの
400Mb/s	400Mbit/sの符号伝送が可能なもの
500Mb/s	500Mbit/sの符号伝送が可能なもの
600Mb/s	600Mbit/sの符号伝送が可能なもの
700Mb/s	700Mbit/sの符号伝送が可能なもの
800Mb/s	800Mbit/sの符号伝送が可能なもの
900Mb/s	900Mbit/sの符号伝送が可能なもの
1Gb/s	1Gbit/sの符号伝送が可能なもの
2Gb/s	2Gbit/sの符号伝送が可能なもの
3Gb/s	3Gbit/sの符号伝送が可能なもの
4Gb/s	4Gbit/sの符号伝送が可能なもの
5Gb/s	5Gbit/sの符号伝送が可能なもの
6Gb/s	6Gbit/sの符号伝送が可能なもの
7Gb/s	7Gbit/sの符号伝送が可能なもの
8Gb/s	8Gbit/sの符号伝送が可能なもの
9Gb/s	9Gbit/sの符号伝送が可能なもの
10Gb/s	10Gbit/sの符号伝送が可能なもの

別　表

別表　基本的な技術的事項

１　削除
２　削除
３　イーサネット方式のもの
　ア　当社が回線終端装置を提供する場合

<table>
<tr><th>品　目</th><th>物理的条件</th><th>相互接続回路</th></tr>
<tr><td>0.5Mb/s、1Mb/s～10Mb/s（1Mb/s毎）</td><td rowspan="2">８ピンモジュラーコネクタ
（ISO 標準 IS8877 準拠）</td><td>IEEE802.3 10BASE-T 準拠</td></tr>
<tr><td>20Mb/s～100Mb/s（10Mb/s毎）</td><td>IEEE802.3 100BASE-TX 準拠</td></tr>
<tr><td rowspan="5">200Mb/s～1Gb/s（100Mb/s毎）</td><td>F04 形単芯光ファイバコネクタ
（JIS 規格 C5973 準拠）
GI 形光ファイバケーブル
（JIS 規格 C6832 の SGI-50/125 及び SGI-62.5/125 準拠）</td><td rowspan="2">IEEE802.3 1000BASE-SX 準拠</td></tr>
<tr><td>LC型単心光ファイバコネクタ
（IEC標準61754-20準拠）
GI形光ﾌｧｲﾊﾞｹｰﾌﾞﾙ(JIS規格C6832のSGI-50/125及びSGI-62.5/125準拠)</td></tr>
<tr><td>F04 型単心光ファイバコネクタ
(JIS C5973 準拠)
SM 型光ファイバケーブル
(JISC6835 のSSM A-10/125 準拠)</td><td rowspan="2">IEEE802.3z 1000BASE-LX 準拠</td></tr>
<tr><td>LC型単心光ファイバコネクタ
（IEC標準61754-20準拠）
SM型光ファイバケーブル(JIS C6835のSSM A-10/125準拠)</td></tr>
<tr><td>８ピンモジュラーコネクタ(ISO 標準IS8877 準拠)
非シールドより対線(UTP)ケーブル エンハンスドカテゴリ5 以上
(ANSI/TIA/EIA-568-B.2 準拠)</td><td>IEEE802.3ab 1000BASE-T 準拠</td></tr>
<tr><td>2Gb/s～10Gb/s（1Gb/s毎）</td><td>LC型単心光ファイバコネクタ
（IEC標準61754-20準拠）
SM型光ファイバケーブル(JIS C6835のSSM A-10/125準拠)</td><td>IEEE802.3ae 10GBASE-LR準拠</td></tr>
</table>

　イ　当社が回線接続装置を提供する場合

<table>
<tr><th>品　目</th><th>物理的条件</th><th>相互接続回路</th></tr>
<tr><td>0.5Mb/s、1Mb/s～10Mb/s（1Mb/s毎）</td><td rowspan="2">８ピンモジュラーコネクタ
（ISO 標準 IS8877 準拠）</td><td>IEEE802.3 10BASE-T 準拠</td></tr>
<tr><td>20Mb/s～100Mb/s（10Mb/s毎）</td><td>IEEE802.3 100BASE-TX 準拠</td></tr>
</table>

　ウ　当社が回線接続装置を提供しない場合

<table>
<tr><th>品　目</th><th>物理的条件</th><th>相互接続回路</th></tr>
</table>

		符号形式等	光出力等
0.5Mb/s 1Mb/s～5Mb/s （1Mb/s毎）、 10Mb/s、100Mb/s	F04 形単芯光ファイバコネクタ （JIS 規格 C5973 準拠）	IEEE802.3 準拠	光出力 短距離用 -8dBm 以下（平均値） 中距離用 -3dBm 以下（平均値） 長距離用 0dBm 以下（平均値） 使用中心波長 1.31 μm

4　総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの
当社が回線終端装置を提供する場合

タイプ	物理的条件	相互接続回路
タイプ１のもの	８ピンモジュラーコネクタ （ISO 標準 IS8877 準拠）	IEEE802.3 10BASE-T 準拠 IEEE802.3 100BASE-TX 準拠
タイプ２のもの	８ピンモジュラーコネクタ （ISO 標準 IS8877 準拠）	IEEE802.3 10BASE-T 準拠 IEEE802.3 100BASE-TX 準拠
	８ピンモジュラーコネクタ （ISO 標準 IS8877 準拠） 非シールドより対線(UTP)ケーブル エンハンスド　カテゴリ5以上 (ANSI/TIA/EIA-568-B.2準拠)	IEEE802.3ab 1000BASE-T 準拠

5　ＩＰアクセスサービスを利用する方式のもの
当社が回線終端装置を提供する場合

タイプ	物理的条件	相互接続回路
ベストエフォートのもの	８ピンモジュラーコネクタ （ISO 標準 IS8877 準拠）	IEEE802.3 10BASE-T 準拠 IEEE802.3 100BASE-TX 準拠
	８ピンモジュラーコネクタ （ISO 標準 IS8877 準拠） 非シールドより対線(UTP)ケーブル エンハンスド　カテゴリ5以上 (ANSI/TIA/EIA-568-B.2準拠)	IEEE802.3ab 1000BASE-T 準拠

6　インターネットを利用する方式のもの
当社が回線接続装置を提供する場合

タイプ	物理的条件	相互接続回路
ベストエフォートのもの	８ピンモジュラーコネクタ （ISO 標準 IS8877 準拠）	IEEE802.3 10BASE-T 準拠 IEEE802.3 100BASE-TX 準拠

	８ピンモジュラーコネクタ （ISO 標準 IS8877 準拠） 非シールドより対線(UTP)ケーブル エンハンスド　カテゴリ5以上 (ANSI/TIA/EIA-568-B.2準拠)	IEEE802.3ab 1000BASE-T 準拠

7　モバイル回線を利用する方式のもの
当社が回線終端装置を提供する場合

タイプ	物理的条件	相互接続回路
ベストエフォートのもの	８ピンモジュラーコネクタ （ISO 標準 IS8877 準拠）	IEEE802.3 10BASE-T 準拠 IEEE802.3 100BASE-TX 準拠
	８ピンモジュラーコネクタ （ISO 標準 IS8877 準拠） 非シールドより対線(UTP)ケーブル エンハンスド　カテゴリ5以上 (ANSI/TIA/EIA-568-B.2準拠)	IEEE802.3ab 1000BASE-T 準拠

附　則

附　則

（実施期日）

この約款は、平成22年９月１日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成23年10月１日から実施します。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成24年３月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に改定前の規定により提供している総合オープン通信サービスを利用する方式のものに係る加入契約回線等の契約は、この改正規定実施の日において、総合オープン通信サービスを利用する方式のものであってタイプ１のものに係る加入契約回線等の契約に移行したものとみなして取り扱います。

３　この改正規定実施の前に、改正前の料金表に基づき支払い、支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

４　この改正規定実施の前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成24年10月１日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成26年４月１日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成27年４月１日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成28年４月１日から実施します。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成28年９月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成29年８月１日から実施します。

附　則
（実施期日）
この改正規定は、平成30年４月１日から実施します。

附　則
（実施期日）
この改正規定は、平成30年７月２日から実施します。

附　則
（実施期日）
この改正規定は、2019年４月１日から実施します。

附　則
（実施期日）
この改正規定は、2019年10月１日から実施します。

附　則
（実施期日）
この改正規定は、2021年４月１日から実施します。

附　則
（実施期日）
この改正規定は、2022年２月１日から実施します。

附　則
（実施期日）
この改正規定は、2022年４月１日から実施します。

附　則
（実施期日）
この改正規定は、2023年４月１日から実施します。

附　則
（実施期日）
この改正規定は、2023年７月１日から実施します。

附　則
（実施期日）
この改正規定は、2024年１月31日から実施します。

附　則
（実施期日）
この改正規定は、2025年７月１日から実施します。